

# 日本の教育機関における 男女平等の推進



**Human Rights Now**



**Leitner Center**  
for International Law and Justice  
AT FORDHAM LAW SCHOOL, NEW YORK CITY

Walter Leitner International Human Rights Clinic

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

# 目次

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| I. イントロダクション                                     | 4  |
| II. 要旨                                           | 6  |
| III. 米国のタイトル・ナインについて                             | 7  |
| A. 米国におけるタイトル・ナインの歴史                             | 7  |
| B. タイトル・ナインが機能する仕組み                              | 8  |
| 1. スポーツプログラムにおけるタイトル・ナインの遵守のための教育省ガイドライン         | 8  |
| 2. 教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントおよび性暴力に対するタイトル・ナインに基づく保護 | 8  |
| 3. タイトル・ナインのコンプライアンス・コーディネーター                    | 9  |
| 4. 教育省公民権局 (OCR) を通じたタイトル・ナインの制定・実施              | 10 |
| C. 米国におけるタイトル・ナインの効果                             | 11 |
| 1. 成功事例                                          | 12 |
| 2. 課題                                            | 13 |

## 付属文書

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 1. 20 U.S. Code § 1681.Sex 和訳   | 1 |
| 2. タイトル・ナインと性差別・性暴力             | 3 |
| 3. タイトル・ナインと性差別・性暴力に関連するその他の法令等 | 5 |

|                                                        |    |
|--------------------------------------------------------|----|
| IV. 教育における男女平等にかかる個別論点の日米比較                            | 14 |
| A. 学校スポーツにおける性差別                                       | 14 |
| A) 日本における現状                                            | 14 |
| 1. スポーツ参加におけるジェンダー格差                                   | 14 |
| 2. 野球における性差別                                           | 15 |
| 3. 男性中心のスポーツコーチング                                      | 15 |
| B) 米国比較研究：学校スポーツにおける性差別に対処する上でのタイトル・ナインの成果             | 16 |
| 1. 女性のスポーツ参加の拡大                                        | 16 |
| 2. 女性スポーツチームの増加                                        | 17 |
| 3. 女性スポーツチームと女性スポーツ選手に対する資金額の増額                        | 17 |
| 4. 女子学生によるスポーツへの参加が増加したことによるスポーツ分野以外のメリット              | 18 |
| 5. コーチングにおける課題                                         | 18 |
| C) 日本の学校スポーツにおけるタイトル・ナインの適用                            | 19 |
| B. 高等教育機関の入学試験における性差別                                  | 19 |
| A) 日本の現状                                               | 19 |
| B) 米国比較研究：<br>高等教育機関への入学試験における性差別に対処する際のタイトル・ナインの影響    | 20 |
| C) 日本におけるタイトル・ナインの適用                                   | 21 |
| C. 教育におけるセクシュアル・ハラスメントと性暴力                             | 22 |
| A) 日本における現状                                            | 22 |
| 1. 小・中・高等学校における性暴力およびセクシュアル・ハラスメント                     | 22 |
| 2. 大学レベルでの性暴力とセクシュアル・ハラスメント                            | 22 |
| 3. 学生・教員に対する性教育の欠如                                     | 23 |
| B) 米国比較研究：<br>教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントと性暴力に対するタイトル・ナインの影響 | 24 |
| 1. セクシュアル・ハラスメントや性暴力の被害者のためのリソースの拡充                    | 24 |
| 2. セクシュアル・ハラスメント及び性暴力防止教育の拡充                           | 24 |
| 3. セクシュアル・ハラスメントや性暴力の報告の増加                             | 25 |
| 4. 残された課題                                              | 25 |
| C) 日本におけるタイトル・ナインの適用                                   | 26 |



# I. イントロダクション

本報告書は、ヒューマンライツ・ナウおよびフォーダム大学ロースクール（ニューヨーク市）の Leitner Center for International Law and Justice（リートナー国際法・司法センター）内 Walter Leitner International Human Rights Clinic（ウォルター・リートナー国際人権クリニック）が提出したもので、学校スポーツ競技、高等教育への入学試験、セクシュアル・ハラスメントおよび性暴力等の分野を含む、日本の教育制度における性差別に関する推奨事項を示したものです。かかる推奨事項は、タイトル・ナインの比較研究と分析に基づいています。<sup>1</sup>

日本国憲法第 26 条は、すべての男児・女児に平等な教育を受ける権利を保障しています。<sup>2</sup> 教育に関する権利は、日本国憲法第 14 条にも定められており、性別を理由とする政治的、経済的、社会的差別を禁止しています。タイトル・ナインと同様の法律を実施することで、教育における男女平等に関する上記保障が日本においても実現可能となります。<sup>3</sup>

本報告書では、タイトル・ナインの歴史を紹介したうえで、米国の教育機関において同法がどのように適用され、実施されているかを説明します。続いて、米国でタイトル・ナインがいかに功を奏したかに加え、同法に認められる課題を要約したデータを示します。最後に、日本でタイトル・ナインと同様の法律が最大限成果を上げることができるようにするための一連の推奨事項を提示します。

なお、付属文書（タイトル・ナイン（20 U.S. Code § 1681.Sex）の日本語訳、タイトル・ナインの実施状況）をヒューマンライツ・ナウが作成し、添付しました。作成にあたってご協力くださった「ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業」に感謝いたします。

<sup>1</sup> 本報告書は、Ana Aboody, Joanna Heinz, Marianna Haddad, Savannah Price, Zainab Zaman ら、フォーダム大学ロースクールの学生が執筆し、法学臨床教授兼同ロースクール内 Walter Leitner International Human Rights Clinic のディレクターである Chi Adanna Mgbako 教授および Lisa Matsue 氏が編集したものである。

<sup>2</sup> 日本国憲法第 26 条（日本）

<sup>3</sup> 日本国憲法第 14 条（日本）。日本では、職場における性差別に対処するため、1986 年に男女雇用機会均等法が可決されました。同法では、会社が産前産後休暇を要求する女性を解雇することを禁止し、採用・昇進における性差別の問題に取り組み、セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置を講じることを雇用者に義務付けています。「働く女性に関する法律」クロス・カレンツ, <http://www.crosscurrents.hawaii.edu/content.aspx?lang=eng&site=japan&theme=work&subtheme=WOMEN&unit=JWORK030>（閲覧日：2019 年 5 月 7 日）

# 日本の教育機関における男女平等の推進

## II. 要旨

教育機関における男女平等を推進する上で、米国では、以下具体的に述べるとおり、教育における性差別を禁止する米国連邦法第 IX 章（以下「タイトル・ナイン」といいます。）が重要な役割を果たし、大きな成果を上げてきました。

タイトル・ナインと同様の法律を日本で制定・実施し、教育機関における男女平等を推進することを検討するにあたって、日本での成功を確実にするためには、米国のタイトル・ナインの歴史や、それが教育現場に与えた変化、また、なお教育現場に残る課題から学ぶことが重要です。

タイトル・ナインは、当初、高等教育における入学試験の不平等を解消することを目的としていましたが、長期的に発展する中で、現在では主にスポーツ競技における性差別やセクシュアル・ハラスメントの規制に焦点を当てています。米国では、タイトル・ナインの実施を通じて、スポーツへの参加におけるジェンダー間の不平等は確実に減少しました。日本でもタイトルナインに類似する法律を制定することで同様の効果をもたらす可能性が高いと言えるでしょう。

残念ながら日本の学校にはセクシュアル・ハラスメントや性暴力に関する深刻な問題が生じています。米国では同様の課題に直面しながらも、タイトル・ナインの実施を通じて、教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントや性暴力の問題に対する認識を高め、これに対処するために必要な多くの資源を確保することに成功しました。

タイトル・ナインを所管する行政機関の規模、能力、および権限が拡大することによって、米国におけるジェンダー間の不平等をなくしセクシュアル・ハラスメントや性暴力を抑止するための取り組みが推進されてきました。日本においても同様の効果が期待できます。

そこで、日本でも米国と同様に教育機関における男女平等を推進するために、日本でどのような施策を実施したらよいかについて、本報告書で勧告します。

### タイトル・ナイン（Title IX of the Education Amendments of 1972）とは。

アメリカ合衆国の公的高等教育機関における男女の機会均等を定めた連邦法の修正法。

教育改正法第 9 編とも訳される。1972 年 6 月 23 日に成立した。

「米国内における全ての者は連邦政府の財政援助を受けているいかなる教育プログラム若しくは活動においても、性別に基づき、その参加を拒まれ、その利益の享受を拒否され、又は差別の対象となってはならない」とし、高等教育機関等に適用される。

詳細は、付属文書 (1-6 頁) 参照。

## 【勧告事項】

ヒューマンライツ・ナウおよび Walter Leitner International Human Rights Clinic は、日本の教育機関における男女平等を推進し、性差別に対処するため、日本の文部科学省に対して、米国のタイトル・ナインと同様の法律を制定・実施することを勧告します。

このような法律を制定し実施するにあたっては、日本政府関係者は、その成功を確実にするため、以下の事項を検討すべきです。

### A．教育機関での性差別全般に対処するための勧告事項

- 各教育機関にコンプライアンス室を設置し、文部科学省の監督の下、大学内のリソースを性暴力被害者に確実に提供するとともに、教育機関において性差別に関する苦情に対処するための指針が策定されているかどうかを監視すること。
- 教育機関における教師による学生に対するセクシュアル・ハラスメント事例に関する包括的な統計を含め、学校内のすべての苦情およびその調査結果を一般に公開することを義務付けることにより、透明性を確保すること。
- 中等教育機関以上のすべての教育機関において、性差別の被害者が安全な通報制度とカウンセリング・サービスを利用できる制度を確保すること。
- すべての教師、教授および学校の教職員に対して、性差別およびジェンダーに関する研修を義務付けること。
- 学年ごとの適切な指導内容を定める包括的なカリキュラムを構築し、性教育に関する国レベルの要領を制定すること。

### B．学校スポーツでの性差別に対処するための勧告事項

- 学校に男女のスポーツ機会均等を義務付けること。
- 財政困難を理由として、女性スポーツチームを追加する代わりに男性チームの予算を削減するなど、各ジェンダーに提供されるチームの金額を平等にすることを目的とした法律に違反してはならないことを、当該法律に関するガイドラインで明確にすること。

### C．教育機関でのセクシュアル・ハラスメント及び性暴力に対処するための勧告事項

- すべての教育機関に対し、性差別、セクシュアル・ハラスメント、性暴力を明示的に禁止する明確な方針を策定し、セクシュアル・ハラスメントや性暴力に関する苦情があった場合の懲戒手続きについて明確な基準と手続き要件を盛り込むことを義務付けること。

### D．入学試験での性差別に対処するための勧告事項

- 女子学生の定員の割合を低く設定するなどの、性別に基づいて学生の教育機会を奪うことを禁止すること。

## Ⅲ. 米国のタイトル・ナインについて

### A. 米国におけるタイトル・ナインの歴史

1972 年、米国議会は教育における性差別に対処し、これを防止するために、教育修正法タイトル・ナインを可決しました。<sup>4</sup> 同法は、「米国民は、性別を理由として、連邦政府の資金援助を受けている教育プログラムまたは活動に参加しその利益を享受する権利を否定され、または差別を受けることがあってはならない。」と規定しています。<sup>5</sup>

タイトル・ナインが制定・実施されるまでは、女子学生に対する組織的な教育機会の剥奪やスポーツ競技への参加拒否のほか<sup>6</sup>、高等教育機関のプログラムに参加するための選考において女性の定員が低く設定されていたり<sup>7</sup>、女性に対する奨学金の機会が限られていたり、門限が早く設定されるなど女性に対してより厳しいキャンパス内のルールが課せられる<sup>8</sup> など、米国の学校では多くの性差別が起きていました。

タイトル・ナインは、従前の連邦政府の差別禁止法が教育現場での性差別に対応していなかったために生じたギャップが認識されるようになったことを受けて制定されたものです。<sup>9</sup> 1964 年公民権法第 VI 章は、連邦政府の資金提供を受けている機関による人種差別を禁止する連邦法であり、同法第 VII 章は、性別を含む様々な偏見を理由とした雇用における差別を禁止しました。<sup>10</sup> しかしながら、第 VII 章では明示的に教育機関をその適用対象外としており<sup>11</sup>、これは、高等教育機関からの強い反対を受けて意図的に行われたものでした<sup>12</sup>。タイトル・ナインは、教育機関による資金の差別的利用を防ぐことを目的としたもので、政府資金の利用法について規制を行う米国で初めての連邦法となりました。<sup>13</sup> 米国では、初等・中等教育については連邦政府ではなく州政府と地方自治体の所管とされています。<sup>14</sup> 教育資金は主に州政府が拠出していますが、学区は連邦政府からも一部資金を受けています。<sup>15</sup> 連邦政府の予算額は州によって異なりますが、2018 年には、米国全土の学区で初等・中等教育のための資金のおよそ 9% を連邦政府から受けています。<sup>16</sup> タイトル・ナインは、かかる連邦政府による資金提供を直接受けるすべての教育機関のほか、連邦資金を受ける地域内に所在するすべての公立学校に適用されます。<sup>17</sup> 同法ではまた、スポーツ競技や課外活動など、学校関連のあらゆるプログラムにおいて性差別を禁止しています。<sup>18</sup> タイトル・ナインに違反して性別に基づく差別を行う教機関は、連邦政府からの資金援助を失うリスクを負います。<sup>19</sup>

<sup>4</sup> Debora A.Hoehne, 「Assessing the Compatibility of Title IX and © 1983: A Post-Abrams Framework for Preemption」, Fordham Law Review 74, (2016): 3193 (Linda Jean Carpenter&Vivian Acosta, 「Title IX24」(2005) の引用)。また、女性スポーツ財団「Title IX Legislative Chronology, <https://www.womenssportsfoundation.org/advocate/title-ix-issues/history-title-ix/history-title-ix/>」(閲覧日：2019 年 5 月 7 日) も併せて参照のこと。

<sup>5</sup> 合衆国法典 20(2018) § 1681, <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/20/1681>

<sup>6</sup> 「Title IX:Opening the Gates of Higher Education」, Birch Bayh Title IX, <http://www.birchbayh.com/id3.html> (閲覧日 2019 年 5 月 7 日)

<sup>7</sup> 米司法省 (2012 年 6 月 23 日), 「Equal Access to Education: Forty Years of Title IX」, <https://www.justice.gov/sites/default/files/crt/legacy/2012/06/20/titleixreport.pdf>

<sup>8</sup> 同上

<sup>9</sup> David S.Cohen, 「Limiting Gebser: Institutional Liability for Non-Harassment Sex Discrimination Under Title IX」, Wake Forest Law Review 39(2004): 317-318

<sup>10</sup> 同上

<sup>11</sup> Elizabeth Kaufer Busch & William E.Thro, Title IX:The Transformation of Sex Discrimination in Education, New York:Routledge (2018), 4.

<sup>12</sup> 米国大学教授会 (2016 年 6 月), The History, Uses, and Abuses of Title IX, <https://www.aaup.org/file/TitleIXreport.pdf>

<sup>13</sup> Justia, "Synopsis of Purpose of Title IX, Legislative History, and Regulations," <https://www.justia.com/education/docs/title-ix-legal-manual/synopsis-of-purpose-of-title-ix/>

<sup>14</sup> 教育省, 「10 Facts About K-12 Education Funding」, <https://www2.ed.gov/about/overview/fed/10facts/index.html> (閲覧日：2019 年 5 月 7 日)

<sup>15</sup> 同上。米国政府は 1965 年に小中学校法を制定し、連邦政府が学区に財政補助金を交付することを認めており、同法は、2002 年に署名された「どの子ども置き去りにしない法」(No Child Left Behind Act) によって再確認されています。

<sup>16</sup> Matthew Lynch (2018 年 9 月 18 日), 「連邦資金調達部品 I : 学校資金の種類」, The Advocate, <https://www.theadvocate.org/understanding-federal-funding-part-3-types-school-funding/>

<sup>17</sup> 「Title IX and Sexual Harassment in K-12 Public Schools: Key Steps to Compliance」, EduRisk, <https://www.ue.org/uploadedFiles/Title%20IX%20and%20Sexual%20Harassment%20in%20K-12%20Public%20Schools.pdf>

<sup>18</sup> 同上

<sup>19</sup> 合衆国法典 20(2018) § (1682), [http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:20%20section:1682%20edition:prelim\)%20OR%20\(granuleid:USC-prelim-title20-section1682\)&f=treesort&edition=prelim&num=0&jumpTo=true](http://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:20%20section:1682%20edition:prelim)%20OR%20(granuleid:USC-prelim-title20-section1682)&f=treesort&edition=prelim&num=0&jumpTo=true).



## B. タイトル・ナインが機能する仕組み

タイトル・ナインは、教育機関に説明責任を負わせるものであり、すべての学生にとって非常に強力な執行手段となります。<sup>20</sup> タイトル・ナインでは、米国教育省、連邦裁判所および教育機関を通じて、公的機関と民間機関の双方に対して差別に関する苦情を申し立てることが可能とされています。<sup>21</sup>

1980 年、米国教育省は、公民権局（以下「OCR」といいます。）を通じて、教育機関によるタイトル・ナインの遵守状況の監督を開始しました。<sup>22</sup> 教育省は長年にわたり、大学のスポーツ競技や大学キャンパスでの性的暴行に関するものを中心として、タイトル・ナインの実施に関する政策指針を示してきました。<sup>23</sup>

### 1. スポーツプログラムにおけるタイトル・ナインの遵守のための教育省ガイドライン

教育省は、「スポーツプログラムにおける性差別の撤廃」と題する指針を公表し、教育機関に対してスポーツ関連プログラムに参加する機会を性別にかかわらず全員に平等に提供することを義務付けています。<sup>24</sup> 同指針によって、学校による同法の遵守状況を判断するための法的基準が明確になりました。簡潔に言えば、各教育機関が提供するスポーツプログラムに関して当該教育機関がタイトル・ナインを遵守していることを証明する方法として、3 つの選択肢を定めました。<sup>25</sup> 第 1 の選択肢は、学校の男女アスリート数を把握し、その数を同校に在学する女子学生と男子学生の割合に比例させること、<sup>26</sup> 第 2 の選択肢は、あるスポーツ競技において男女いずれかが不平等な扱いを受けていた過去の状況および当該グループに対してスポーツ機会を継続的に拡大してきた取組みを示すこと、第 3 の選択肢は、不平等な扱いを受けている性別のメンバーを対象とした調査を行い、自らの利益を実現するための機会を学校から十分に得られているか否かを調査することです。<sup>27</sup>

### 2. 教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントおよび性暴力に対するタイトル・ナインに基づく保護

タイトル・ナインの文言上ではセクシュアル・ハラスメントや性暴力に関する明示的な記載はありませんが、米国の裁判所およびその後制定された連邦法規では、同法について連邦政府の資金を受けている教育機関においてそのいずれもが禁止されているとの解釈がなされています。<sup>28</sup> ある行為が「非常に深刻、広範かつ、客観的に見て攻撃的であり、被

害者が教育の機会や便益を得ることを事実上妨げている」場合には、かかる行為はタイトル・ナインのセクシュアル・ハラスメントに該当します。<sup>29</sup> 学校でハラスメント事件が発生しその加害者が同校教師であった場合または同校の他の学生であった場合には、当該学校はタイトル・ナインに基づいて責任を問われることがあります。<sup>30</sup>

1990 年のクラーリー法は、タイトル・ナインに基づく連邦法で、大学構内でのセクシュアル・ハラスメントの申立てについて規定しています。<sup>31</sup> 同法では、連邦政府の資金を受けている大学に対し、セクシュアル・ハラスメントや性暴力を含むキャンパス内で発生した全ての暴力事件についてまとめた従業員および学生向けの年次報告書を発行することを義務付けています。<sup>32</sup> キャンパス内での性暴力事件に関する当該報告により、タイトル・ナインの効果を追跡調査することができます。

OCR の優先課題の 1 つとして、性暴力の被害者が確実にキャンパス内のリソースを利用できるようにすることが挙げられます。<sup>33</sup> 2018 年の調査によると、1994 年から 2014 年までの間に教育機関でセクシュアル・ハラスメントがあったとして OCR に申し立てられた苦情は、スポーツ競技や学業に関する申立てと同数程度にのぼりました。<sup>34</sup> このようにセクシュアル・ハラスメントに関する苦情申立が増加していることから、セクシュアル・ハラスメントをタイトル・ナインに抵触する性差別として認識する傾向が強まっていることがわかります。<sup>35</sup>

### 3. タイトル・ナインのコンプライアンス・コーディネーター

OCR 指針では、すべての教育機関に対し、タイトル・ナインの違反を苦情申立てする方法に関する指針の策定を義務付けています。<sup>36</sup> OCR はまず、2001 年に教育機関に対しタイトル・ナインコーディネーターの設置を義務付けました。<sup>37</sup> OCR のリソースガイドによれば、タイトル・ナインコーディネーターの主な責務として各学校にタイトル・ナインの管理要件を確実に遵守させることを掲げています。<sup>38</sup> また、タイトル・ナインコーディネーターの任務には、(1) 学生のスポーツ競技および学業への参加状況を監視すること、(2) タイトル・ナインに関連する内部指針について研修および技術的な支援を行うこと、(3) タイトル・ナインに関連する苦情に対応するための手続を構築することなどが含まれます（ただしこれらに限られません）。<sup>39</sup> タイトル・ナインコーディネーターは、当該教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント指針および苦情処理手続の作成に関与しなければなりません。<sup>40</sup>

<sup>20</sup> 同上。Cannon v. University of Chicago, 441 U.S. 677, 674 (1979) も併せて参照のこと。特に学部入学における差別に関して私的機関に苦情を申し立てることに関する制限については、下記の第 3 節を参照のこと。

<sup>21</sup> Celene Reynolds, "The Mobilization of Title IX across U.S. Colleges and Universities, 1994-2014", Social Problems 66, no.2 (May2019): 245-273, <https://doi.org/10.1093/socpro/spy005>

<sup>22</sup> "Title IX Legislative Chronology," Women's Sports Foundation, <https://www.womenssportsfoundation.org/advocate/title-ix-issues/history-title-ix/history-title-ix/>（閲覧日：2019 年 5 月 7 日）

<sup>23</sup> 同上

<sup>24</sup> 公民権局, "Letter to Chief State School Officers, Title IX Obligations in Athletics," <https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/holmes.html>

<sup>25</sup> Elizabeth Kaufer Busch and William E.Thro, Title IX:The Transformation of Sex Discrimination in Education, (New York:Routledge, 2018), 29.

<sup>26</sup> 教育省, "Intercollegiate Athletics Policy: Three-Part Test – Part Three," <https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/title9-qa-20100420.html>

<sup>27</sup> 同上。Elizabeth Kaufer Busch and William E.Thro, Title IX:The Transformation of Sex Discrimination in Education (New York:Routledge, 2018), 30 も併せて参照のこと。

<sup>28</sup> Lalonie Gray, "Title IX Compliance:Student-on-Student Sexual Violence," Colorado Lawyer (2018 年 7 月):33, [https://www.cobar.org/Portals/COBAR/TCL/July%202018/Feature\\_CivilRights\\_July-2018.pdf](https://www.cobar.org/Portals/COBAR/TCL/July%202018/Feature_CivilRights_July-2018.pdf)

<sup>29</sup> Davis v. Monroe County Bd. of Education, 526 U.S. 629, 633 (1999).

<sup>30</sup> 同上

<sup>31</sup> Kathryn Joyce, "The Takedown of Title IX: Inside the Fight Over Federal Rules on Campus Sexual Assault," New York Times (2017 年 12 月 5 日), <http://kathrynjoyce.com/the-takedown-of-title-ix/>

<sup>32</sup> Jacquelyn D. Wiersma-Mosley and James DiLoreto, The Role of Title IX Coordinators on College and University Campuses (2018): 2, <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5946097/>. "Summary of Jeanne Clery Act," Clery Center, <https://clerycenter.org/policy-resources/the-clery-act/> も併せて参照のこと。

<sup>33</sup> Jenelle M. Beavers & Sam F. Halabi, "Stigma and the Structure of Title IX Compliance," Journal of Law, Medicine & Ethics 45 (2017): 558, 562.

<sup>34</sup> Celene Reynolds, "The Mobilization of Title IX across U.S. Colleges and Universities, 1994-2014," Social Problems 66, no. 2 (May 2019): 20, <https://doi.org/10.1093/socpro/spy005>

<sup>35</sup> Ibid, at 1. 著者注：「本稿は、過去 20 年間に第 IX 章が中等教育後の教育機関でどのように運用されたかに関する初の系統的分析であり、18 カ月間にわたって提出された 7 件の情報公開法に関する請求内容から得た情報を用いて構築した新しい一連のデータを分析したものです。かかるデータには、1994 年から 2014 年にかけて、第 IX 章に基づいて OCR に提出され解決された、同法に違反している中等教育以降の学校に関する苦情がすべて含まれています。この研究は、社会学分野における重大な文献の不足部分を埋め、米国各地におけるキャンパスライフに影響を及ぼしている喫緊の社会的変革を明らかにするものである」と述べています。

<sup>36</sup> 司法省, "Overview of Title IX," Title IX Legal Manual, Justia, "Synopsis of Purpose of Title IX, Legislative History, and Regulations" <https://www.justia.com/education/docs/title-ix-legal-manual/>

<sup>37</sup> Jacquelyn D. Wiersma-Mosley and James DiLoreto, "The Role of Title IX Coordinators on College and University Campuses" (2018), <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5946097/>

<sup>38</sup> 教育省, Title IX Resource Guide (Office for Civil Rights, 2015), 2, <https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/dcl-title-ix-coordinators-guide-201504.pdf>

<sup>39</sup> 同上

<sup>40</sup> 同上

タイトル・ナインコーディネーターの役割は、性暴力・性的暴行の被害者のためのキャンパス報告指針および苦情処理手続を実施する上で極めて重要です。バラク・オバマ大統領の任期中に発表された指針では、学生による不正行為を監視し処罰する学校の責任を拡大させました（付属文書 3-5 頁 参照）。学校では、セクシュアル・ハラスメントの内容や通報ルートについて、定期的に学生や職員に周知することが義務付けられているほか<sup>41</sup>、何らかの苦情があった場合にはその信頼性にかかわらず必ず調査する義務があります。<sup>42</sup>

このほか、OCR はタイトル・ナインに基づく 3 通りの救済措置を義務付けており、これには、(1) 事件の解決を図っている間苦情を申し立てた被害者を保護するための暫定措置、(2) 被害者に対する長期的なサービス、保護および各種手配、並びに (3) 当該学校におけるタイトル・ナインの指針と手続きを改訂することを含む、学校全体の人々に対する救済措置が含まれます。<sup>43</sup> これらの措置は、教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントまたは性暴力に関する主張の基礎としてタイトル・ナインの実施を推進するタイトル・ナインコーディネーターおよび事務局なしには実現不可能です。専門家に対するインタビューにおいて強調されたとおり、適切な訓練、経験に基づく知識、苦情の対応における中立性の確保は、この文脈におけるタイトル・ナインの実施を成功させる上で不可欠です。<sup>44</sup>

2018 年には大学におけるタイトル・ナインコーディネーターの影響を検討する調査が行われ<sup>45</sup>、42 州 692 名のコーディネーターから回収したデータによれば、参加者の 97% が、学生と教員に対しタイトル・ナインに関する研修を義務付けていると回答しました。<sup>46</sup> タイトル・ナインの専門家である米国の学者の多くは、性差別と闘う方法として、学生や教員に対する教育および研修の重要性を強調しています。<sup>47</sup> ある専門家は、性暴力の多くが、特に薬物やアルコールが関与している場合における同意に関する理解の不足に起因していることを指摘し<sup>48</sup>、タイトル・ナインコーディネーターを通じて、性交渉、飲酒と同意、各学校におけるタイトル・ナインの指針、学生が利用できる制度について学生を教育することの重要性を強調しました。<sup>49</sup>

4. 教育省公民権局 (OCR) を通じたタイトル・ナインの制定・実施

タイトル・ナインの違反があった場合、OCR が制定した規則では、苦情を申し立てる方法として、以下 3 通り定めており、学生や従業員は、(1) 学校や大学の内部苦情処理手続を利用すること、(2)OCR に行政的不服申立てを行うこと、および (3) 民事訴訟または司法長官の権限に基づいて司法省が提起する訴訟または民事訴訟を通じて、連邦裁判所に対し訴訟を起こすことが可能とされています。<sup>50</sup>

<sup>41</sup> Melnick, R. Shep, The Transformation of Title IX: Regulating Gender Equality in Education (Washington: Brookings Institution Press, 2018), 203.

<sup>42</sup> 同上

<sup>43</sup> Ibid. at 205.

<sup>44</sup> R. Shep Melnick（ボストン大学アメリカ政治学教授、Thomas P. O'Neill, Jr.）、Anna Aboody による電話インタビュー（2019 年 3 月 12 日）、Merrick Rossein（ニューヨーク市立大学ロースクール教授）、Anna Aboody による電話インタビュー（2019 年 4 月 5 日）

<sup>45</sup> Jacquelyn D. Wiersma-Mosley and James DiLoreto, "The Role of Title IX Coordinators on College and University Campuses," Behavioral Sciences 8, no.4 (April 2018): 8, <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5946097/>

<sup>46</sup> 同上

<sup>47</sup> R. Shep Melnick（ボストン大学アメリカ政治学教授、Thomas P. O'Neill, Jr.）、Anna Aboody による電話インタビュー（2019 年 3 月 12 日）、Merrick Rossein（ニューヨーク市立大学ロースクール教授）、Anna Aboody による電話インタビュー（2019 年 4 月 5 日）、Barbara Osbourne（ノースカロライナ大学スポーツ管理教授兼大学院スポーツ管理部長）、Marianna Haddad による電話インタビュー（2019 年 3 月 25 日）

<sup>48</sup> Merrick Rossein（ニューヨーク市立大学ロースクール教授）、Anna Aboody による電話インタビュー（2019 年 4 月 5 日）

<sup>49</sup> 同上

<sup>50</sup> Debora A. Hoehne, "Assessing the Compatibility of Title IX and © 1983: A Post-Abrams Framework for Preemption," Fordham Law Review 74 (2016): 3195-96.

OCR は、OCR に直接苦情の申出があった場合または遵守状況調査に際して、タイトル・ナインを執行し教育機関の経営陣に対する調査を行います。<sup>51</sup> かかる苦情は、一般に教育機関に対する内部の苦情申立てと裁判所に対する苦情申立ての中間的な位置づけとされています。<sup>52</sup> OCR に苦情がよせられると、当該教育機関によるタイトル・ナインの遵守状況に関する調査が必然的に行われることとなります。<sup>53</sup> 学校が性差別の防止や対応を怠っていると認識した場合には誰でも苦情を申し立てることができ、かかる苦情申し立てはタイトル・ナインの違反が疑われる事件の発生から 180 日以内に行う必要がありますが、かかる制限の免除を要求することも可能とされています。<sup>54</sup> OCR が苦情を受けてある学校を調査する場合、当該教育機関はこれに協力し、問題を解決する旨の協定を結ばなければなりません。<sup>55</sup> OCR は、同教育機関がタイトル・ナインの規定を遵守していないと判断した場合、当該学校に対し、自主的に解決合意を締結することによって問題解決を図る機会を与えます。<sup>56</sup> かかる合意を行うことにより、当該教育機関は即座に連邦政府の資金を失うことなく、今後キャンパス内でセクシュアル・ハラスメントがあった場合によりよい対応ができるよう、学校側も学ぶ機会を得ることができるのです。<sup>57</sup>

一方、学校側がこれに応じない場合には、OCR は教育機関を相手取って訴訟を提起することができます。<sup>58</sup> 学校は、OCR の指針および判例法により裁判所が定めた判例に従わなければなりません。<sup>59</sup> OCR がタイトル・ナインに基づく苦情を解決した場合には、タイトル・ナインの遵守手順を変更するよう学校に要求することができます。<sup>60</sup> これにより、他の学校にも同様の行動を促す効果が期待され、結果的に、こういった苦情は広範囲に影響を及ぼすものとなり得るのです。<sup>61</sup>

C. 米国におけるタイトル・ナインの効果

タイトル・ナインによって、女子の就学数やスポーツ競技への参加が一般的なものとなったほか、女性スポーツチームに対する奨学金の拠出を増加させ、学生スポーツ選手の健康とキャリア構築に長期的な好影響をもたらすことに成功しています。また、米国でタイトル・ナインが制定・実施されたことにより、入学試験時の差別が禁止され高等教育における男女間の格差が解消されたほか、大学キャンパスでのセクシュアル・ハラスメントと闘う被害学生が法的救済による支援を得られるようになりました。しかし、このように様々な効果をもたらした一方で、タイトル・ナインの制定・

<sup>51</sup> Lalonnie Gray, "Title IX Compliance: Student-on-Student Sexual Violence," Colorado Lawyer (2018 年 7 月 ): 33, [http://www.cobar.org/Portals/COBAR/TCL/July%202018/Feature\\_CivilRights\\_July-2018.pdf?ver=2018-06-20-122600-297&timestamp=1529527931340](http://www.cobar.org/Portals/COBAR/TCL/July%202018/Feature_CivilRights_July-2018.pdf?ver=2018-06-20-122600-297&timestamp=1529527931340) "How to File a Discrimination Complaint with the Office for Civil Rights," Office of Civil Rights, accessed May 10, 2019, <https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/howto.html>. も併せて参照のこと。

<sup>52</sup> Celene Reynolds, "The Mobilization of Title IX across U.S. Colleges and Universities, 1994-2014," Social Problems 66, no. 2 (May 2019): 245-273, <https://academic.oup.com/socpro/article-abstract/66/2/245/4956096?redirectedFrom=fulltext>

<sup>53</sup> Jenelle M. Beavers & Sam F. Jenelle M. Beavers & Sam F. Halabi, "Stigma and the Structure of Title IX Compliance," Journal of Law, Medicine & Ethics 45 (2017): 558, 562.

<sup>54</sup> Celene Reynolds, "The Mobilization of Title IX across U.S. Colleges and Universities, 1994-2014," Social Problems 66, no. 2 (May 2019): 245-273, <https://academic.oup.com/socpro/article-abstract/66/2/245/4956096?redirectedFrom=fulltext>

<sup>55</sup> 同上

<sup>56</sup> Jenelle M. Beavers & Sam F. Halabi, "Stigma and the Structure of Title IX Compliance," Journal of Law, Medicine & Ethics 45 (2017): 558, 562.

<sup>57</sup> 同上

<sup>58</sup> Celene Reynolds, "The Mobilization of Title IX across U.S. Colleges and Universities, 1994-2014," Social Problems 66, no. 2 (May 2019): 245-273, <https://doi.org/10.1093/socpro/spy005>

<sup>59</sup> Lalonnie Gray, "Title IX Compliance: Student-on-Student Sexual Violence," Colorado Lawyer (July 2018): 33,

[https://www.cobar.org/Portals/COBAR/TCL/July%202018/Feature\\_CivilRights\\_July-2018.pdf](https://www.cobar.org/Portals/COBAR/TCL/July%202018/Feature_CivilRights_July-2018.pdf)

<sup>60</sup> Celene Reynolds, "The Mobilization of Title IX across U.S. Colleges and Universities, 1994-2014," Social Problems 66, no. 2 (May 2019): 245-273, <https://academic.oup.com/socpro/article-abstract/66/2/245/4956096?redirectedFrom=fulltext>

<sup>61</sup> 同上



実施によりいくつか課題も見えてきました。リーダーシップやコーチングのポジションにある女性の数が減少しているほか、すべての学校に共通な普遍的調査プロセスを欠いているために被害者と加害者の双方を保護するための明確なガイドラインを備えたタイトル・ナインコーディネーター用の標準プログラムを構築することが困難になっています。

### 1. 成功事例

タイトル・ナインにおいてスポーツ分野での男女平等を促進することにより、国民の認識を根本的に変えることに成功しました。<sup>62</sup> 最も顕著なのは女性のスポーツ参加状況で、1972年にタイトル・ナインが可決された当時、スポーツ競技に参加していた女子は27人に1人程度にとどまっていたところ<sup>63</sup>、30年後には女子3人に1人がスポーツ競技に参加しています。<sup>64</sup> また、1972年に高校でスポーツ競技に参加していた女子生徒数は29万5,000人未満であったところ、現在では320万人近くに達しています。<sup>65</sup> さらに、タイトル・ナインによって女性に対するスポーツ奨学金も増加し、1974年には女性に対する奨学金は全体の1%未満でしたが、現在では33%以上に達しています。<sup>66</sup>

タイトル・ナインの可決以降に開催されたオリンピックでの米国女性チームの活躍にも、その効果が顕著に表れています。1972年のミュンヘン・オリンピックでは、米国選手団428名のうち女子選手はわずか90名であったところ<sup>67</sup>、2016年のリオ・オリンピックでは、女子選手は292名、男子選手は263名で、オリンピック史上最多の女子選手数となりました。<sup>68</sup> 同年、女子選手は61個のメダルを獲得し、参加人数と獲得メダル数いずれも男性チームを上回る結果となりました。<sup>69</sup> このような成功は、タイトル・ナインの可決と、これによって大学における女性のスポーツ参加機会が創出されたことによるものです。2016年のオリンピックでは、チームU.S.A.を代表して競技に参加した女子選手の79%が大学のスポーツ選手として活動していたとの統計があります<sup>70</sup> が、これは、タイトル・ナインによって、女性がプロスポーツ選手として成功するための新たな機会が創出されてきたことを示しています。<sup>71</sup> また、こうしたスポーツ参加率の上昇は、自尊心の向上、心疾患リスクの低下、中途退学率の低下といった、学生の長期的な健康・教育面での利益にもつながっています。<sup>72</sup>

タイトル・ナインの制定以降、米国では、高等教育における女性の合格率および就学率が大幅に上昇しています。タイトル・ナインが可決される前の1971年当時、高校を卒業した女子生徒のうち最終的に4年制大学修了以上の学歴を

修めた者の割合は、高校を卒業した男子生徒の26%に対して18%にとどまっていたところ<sup>73</sup>、今日では、この教育格差はもはや存在しません。<sup>74</sup> 現在、米国の大学における学生数のみならず、修士号取得者についても女性が過半数を占めています。<sup>75</sup> 米国では、女子学生は男子学生に比べて、一旦入学したあと最終的に学位を取得する確率が高く、卒業率が高く、成績が良く、より高い平均スコアをもって修了し、より多くの優等賞を得るなどの傾向があります。<sup>76</sup>

一方、タイトル・ナインにより大学のキャンパスにおけるセクシュアル・ハラスメントの報告数が増加しています。<sup>77</sup> 大学構内における差別やセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の数は、1994年から2014年にかけて500%増加しました。<sup>78</sup> タイトル・ナインは、教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントや性暴力に対する保護の基礎としてのみならず、学生や教職員に対する研修目的においても、より広く活用されるようになっています。<sup>79</sup>

### 2. 課題

多くの成功を収めた一方で、タイトル・ナインの実施にはいくつか課題もあり、日本が同様の法律を制定するにあたっては、これを検討する必要があります。例えば、女性スポーツに対する資金は増えているものの、男女間で比較した場合、コーチングのための資金およびチーム費用にはまだ平等性が欠けています。<sup>80</sup> また、タイトル・ナインの遵守を確保する目的で、女性チームを増やすために資金や資源を費やすのではなく、男性チームを削減するという問題も起きており<sup>81</sup>、さらにタイトル・ナインによって女性コーチの数が減少しています<sup>82</sup>。

性暴力およびセクシュアル・ハラスメントに関するタイトル・ナインの実施に関する最も重大な問題は、教育省の指針が法的拘束力を有しないため各行政の政策によってタイトル・ナインの実施状況が異なっていることです。これにより、タイトル・ナインに基づく各学校の義務に関して混乱と意見の不一致が生じており、実際のところタイトル・ナインが性的暴行事件にどのように適用されるかは予測が難しくなっています。<sup>83</sup> また、タイトル・ナインに批判的な立場を取る者からは、教育機関がセクシュアル・ハラスメントで告発された学生の保護を適切に行っていないという声があがっています。<sup>84</sup> さらに、学生、教員、執行部等の大学関係者がタイトル・ナインの政策立案・策定に一切かわっていないため、より一層その実施に混乱が生じることとなっています。<sup>85</sup>

<sup>73</sup> 教育省, “Title IX: A Sea Change in Gender Equity in Education,” (最終改訂日：1997年7月10日) <https://www2.ed.gov/pubs/TitleIX/part3.html>

<sup>74</sup> 同上

<sup>75</sup> 同上

<sup>76</sup> Shayna Medley, ““Gender Balancing” as Sex Discrimination in College Admissions,” Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review 51 (2016): 542.

<sup>77</sup> Celene Reynolds, “The Mobilization of Title IX across U.S. Colleges and Universities,” 1994-2014, Social Problems, at p. 1 <https://doi.org/10.1093/socpro/spy005>

<sup>78</sup> 同上

<sup>79</sup> Jacquelyn D. Wiersma-Mosley・James DiLoreto 共著, The Role of Title IX Coordinators on College and University Campuses (2018): 8, <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5946097/>

<sup>80</sup> Crystal Ayres, “16 Pros and Cons of Title IX,” Vittana.org, <https://vittana.org/16-pros-and-cons-of-title-ix> (閲覧日：2019年5月10日)

<sup>81</sup> 同上

<sup>82</sup> Jeré Longman, “Number of Women Coaching in College Has Plummeted in the Title IX Era,” New York Times, March 30, 2017, <https://www.nytimes.com/2017/03/30/sports/ncaabasketball/coaches-women-title-ix.html>

<sup>83</sup> Anna North, “Betsy DeVos just rolled back protections for sexual assault survivors. Here’s what that means,” Vox, September 22, 2017, <https://www.vox.com/policy-and-politics/2017/9/7/16266548/betsy-devos-title-ix-college-sexual-assault>

<sup>84</sup> Emily Yoffe, “The Uncomfortable Truth About Campus Rape Policy”, The Atlantic (2017年9月6日), <https://www.theatlantic.com/education/archive/2017/09/the-uncomfortable-truth-about-campus-rape-policy/538974/>

<sup>85</sup> 米国大学教授協会, The History, Uses, and Abuses of Title IX, June 2016, 87, <https://www.aaup.org/file/TitleIXreport.pdf>

<sup>62</sup> Johnette Howard, “Twelve years later, still the best,” ESPN.com, June 23, 2011, <http://www.espn.com/espn/commentary/news/story?page=howard-110623>

<sup>63</sup> “Title IX and the Rise of Female Athletes in America,” The She Network, <https://www.womenssportsfoundation.org/education/title-ix-and-the-rise-of-female-athletes-inamerica> (閲覧日：2019年5月10日)

<sup>64</sup> 同上

<sup>65</sup> Jaeah Lee and Maya Dusenbery, “Charts: The State of Women’s Athletics, 40 Years After Title IX,” Mother Jones, June 22, 2012, <https://www.motherjones.com/politics/2012/06/charts-womens-athletics-title-nine-ncaa/>

<sup>66</sup> “Achieving Success Under Title IX,” Department of Education, last modified July 10, 1997, <https://www2.ed.gov/pubs/TitleIX/part5.html>

<sup>67</sup> Bill Plaschke, “American women are dominating the Games, and it didn’t happen by accident,” Los Angeles Times (2016年8月16日)

<sup>68</sup> 同上

<sup>69</sup> Karen Price, “Impacts of Title IX Still Felt by Team USA Athletes Today,” Team USA.org (2017年6月22日), <https://www.teamusa.org/News/2017/June/22/Impacts-Of-Title-IX-Still-Felt-By-Team-USA-Athletes-Today>

<sup>70</sup> 同上

<sup>71</sup> 同上

<sup>72</sup> Alana Glass, “Title IX At 40: Where Would Women Be Without Sports?,” Forbes, May 23, 2012, <https://www.forbes.com/sites/sportsmoney/2012/05/23/title-ix-at-40-where-would-women-be-without-sports/#506d38da4743>; National Coalition for Women & Girls in Education, Title IX and Athletics: Title IX at 40 (NCWGE, 2012), 7, <https://www.ncwge.org/TitleIX40/Athletics.pdf>

## IV. 教育における男女平等にかかる個別論点の日米比較

本報告書ではここから、学校スポーツにおける性差別、高等教育機関への入学試験における性差別、学校におけるセクシュアル・ハラスメント及び性暴力の3つの主な論点について論じます。各セクションでは、まず日本の現状を要約した上で、タイトル・ナインが米国でどのように適用され同様の問題の解決に役立っているかを説明し、最後に、タイトル・ナインと同様の法律が日本の文脈において最大限の効果を発揮できると考えられる適用方法を提言します。

### A. 学校スポーツにおける性差別

日本では、学校スポーツ活動のあらゆるレベルにおいて男女差別が存在し、これによって男女平等を実現しようとする試みが阻害されており、その結果、男女間のスポーツ参加に格差が生じています。米国も同様の課題を抱えていましたが、タイトル・ナインにより米国のスポーツにおける性差別は大幅改善しました。そのため、スポーツにおける男女学生

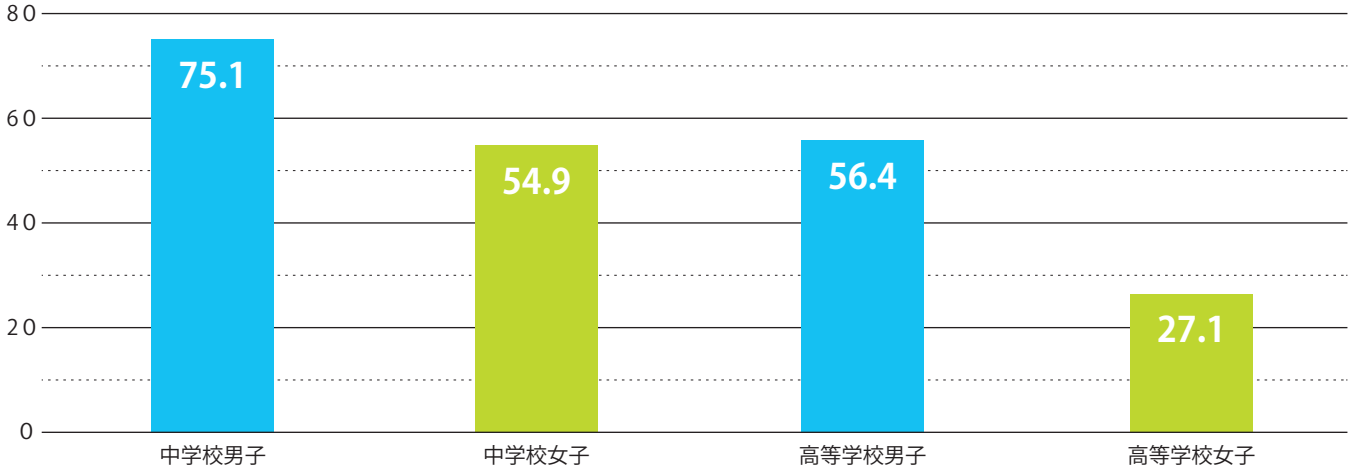
### A) 日本における現状

#### 1. スポーツ参加におけるジェンダー格差

日本は、これまでも男女を問わず学校スポーツへの参加促進に努めてきました。小・中学校では、男女にかかわらず全員に体育の授業が義務付けられています。<sup>86</sup> 文部科学省が2012年策定の「スポーツ基本計画」で指摘したとおり、スポーツの振興は、心身の健康を増進することにより、青少年の支援に役立っています。<sup>87</sup> また、同計画では、国際社会における日本の地位を向上させるという目的でスポーツの重要性を強調しています。<sup>88</sup> 同計画は、子どものスポーツ機会を増やすことで、あらゆる年齢・性別の国民がスポーツに参加できるようにすることを基本方針としています。<sup>89</sup>

これらの取り組みにもかかわらず、学校スポーツへの参加には男女格差が根強く残っています。<sup>90</sup> スポーツ振興機構が2016年に収集したデータによると、団体スポーツの参加率は、女子中学生で54.9%、女子高校生で27.1%となっています。<sup>91</sup> いずれのレベルにおいても、女子生徒の参加率は男性と比べて約20%低くなっています。<sup>92</sup> 2016年版「子どもと青少年のための身体活動に関する報告書」では、スポーツ参加における男女間格差の原因として、政府の政策が効果的でないことが指摘され、女子のスポーツ参加を増やすための新たな戦略が必要であると指摘されています。<sup>93</sup>

日本の中学校及び高等学校における男女の団体スポーツへの参加率(2016)



出典： 内閣府 (2018) 「Active Role of Women in Sports and Men and Women's Health Support From the "White Paper on Gender Equality 2018" Figure I-SF-20 をもとに 筆者が作成した。

#### 2. 野球における性差別

野球は、男子選手に比べて女子選手の参加機会が圧倒的に少ない競技であり、性差別の存在を示す顕著な例です。日本では、女子が性別のみを理由として球場内への入場を拒否されるという事例が複数存在しており、最近でも、山口県立華陵高等学校の女子生徒が、野球チームのマネージャーであったにもかかわらず、甲子園球場への立ち入りを禁止されたという事件がありました。その後、日本高等学校野球連盟は、トーナメント戦開始前の練習時において従来の「少年のみ」ルールの廃止を検討する会を開催しました。2016年11月に、同連盟委員会は、試合前の練習時にマネージャーを務める女子生徒が制限つきで球場に立ち入ることを最終的に承認しました。しかし、いまだに東京都を含む27県において、試合前の練習時に女子生徒が球場に入場することを禁じています。<sup>94 95 96 97</sup>

#### 3. 男性中心のスポーツコーチング

スポーツ連盟等において男性コーチや役員が圧倒的に多いことが障壁となって、女性の意見をスポーツ団体に反映させることが非常に難しくなっています。<sup>98</sup>

また、スポーツで主に男性が指導者となっていることで、女子選手の立場を弱くしている可能性もあります。例えば、2011年には、2度オリンピックで金メダルを獲得した柔道の選手が、勤務先で指導していた女子柔道部員たちと飲酒した後メンバーの一人をレイプしたとして準強姦罪の実刑判決を受けています。<sup>99</sup>

<sup>86</sup> Elise Edwards "Gender Lessons On The Fields Of Contemporary Japan: The Female Athlete In Coaching Discourses" This Sporting Life: Sports And Body Culture In Modern Japan. (閲覧日: 2019年5月7日) <https://core.ac.uk/download/pdf/62433038.pdf>

<sup>87</sup> 文部科学大臣「スポーツ基本計画2017」p.2-3 (閲覧日: 2019年5月7日) [https://www.mext.go.jp/sports/content/1383656\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/1383656_002.pdf)

<sup>88</sup> 同上

<sup>89</sup> 同上

<sup>90</sup> 笹川スポーツ財団2017年版スポーツ白書 p.21 (閲覧日: 2019年5月7日) [http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/outline/en/pdf/SportWhitePaperinJapan2017\\_c.pdf](http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/outline/en/pdf/SportWhitePaperinJapan2017_c.pdf)

<sup>91</sup> 内閣府「スポーツにおける女性の活躍と男女の健康支援」p.9. [http://www.gender.go.jp/english\\_contents/about\\_danjo/whitepaper/pdf/ewp2018.pdf](http://www.gender.go.jp/english_contents/about_danjo/whitepaper/pdf/ewp2018.pdf)

<sup>92</sup> 同上

<sup>93</sup> Chiaki Tanaka, Shigeho Tanaka, Shigeru Inoue, Motohiko Miyachi, Koya Suzuki, John J. Reilly 共著 "Results from Japan's 2016 Report Card on Physical Activity for Children & Youth". Journal of Physical Activity and Health, at 191 (閲覧日: 2019年5月7日), <https://journals.humankinetics.com/doi/pdf/10.1123/jpah.2016-0296>

<sup>94</sup> Female High School Students Continue To Be Banned On Baseball Field At Koshien Stadium In Japan". Sora News 24, August 4, 2016. (閲覧日: 2019年5月7日), <https://soraneews24.com/2016/08/04/female-high-school-students-continue-to-be-banned-on-baseball-field-at-koshien-stadium-in-japan/>

<sup>95</sup> "Japan high school baseball board OKs girls taking part in pre-game practice". The Mainichi (2016年11月26日) (閲覧日: 2019年5月7日) <https://mainichi.jp/english/articles/20161126/p2a/00m/0na/017000c>

<sup>96</sup> 同上

<sup>97</sup> "Girls still not allowed at Koshien, Japanese baseball's scholastic hallowed ground". USA Today (2016年8月5日) (閲覧日: 2019年5月7日) <https://usatodayhss.com/2016/girls-still-not-allowed-on-japanese-prep-baseballs-hallowed-ground>

<sup>98</sup> 高峰 修, "Is There An Olympic Movement Happening In Japan?" (2017年), 明治大学 (閲覧日: 2019年5月7日), [https://www.meiji.ac.jp/cip/english/research/opinion/Osamu\\_Takamine.html](https://www.meiji.ac.jp/cip/english/research/opinion/Osamu_Takamine.html)

<sup>99</sup> 当該選手は、5年間の刑期を経て最近スポーツ界に戻っており、現在2020年オリンピックに向けてキルギスの男子柔道チームのコーチを務めています。"Convicted rapist and Olympic judo champion Masato Uchishiba to coach Kyrgyzstan men's national team". Japan Times (2018年7月31日) (閲覧日: 2019年5月7日) <https://www.japantimes.co.jp/sports/2018/07/31/more-sports/judo/convicted-rapist-olympic-judo-champion-masato-uchishiba-coach-kyrgyzstan-mens-national-team/>



## B) 米国比較研究：学校スポーツにおける性差別に対処する上でのタイトル・ナインの成果

### 1. 女性のスポーツ参加の拡大

タイトル・ナインの制定後、米国で運動競技に参加する女子の割合は、高校・大学レベルのいずれにおいても劇的に増加しました。<sup>100</sup> 1972年にタイトル・ナインが可決された当時、学校でスポーツ競技に参加していた女子は27人に1人であったところ<sup>101</sup>、1972年から2018年にかけて、その数は5人に2人まで増加しました<sup>102</sup>。同様に、スポーツに参加する女子の総数においてもこの傾向は顕著に見られ、1972年には高校でスポーツをする女子は29万5,000人に満たなかったところ2018年には320万人近くに達し<sup>103</sup>、大学レベルでは、女性参加者は29,977人から216,378人に増加しました<sup>104</sup>。このような女性のスポーツ参加率の上昇により、1975年以降、高校の女子選手数は990%増加し、大学レベルでも545%増加する結果となりました。<sup>105</sup>

前述のように、高校・大学レベルにおける女性アスリート数が増加したことは、国際舞台での米国女子選手の成功に直結しています。<sup>106</sup>1972年のオリンピックでは、米国選手団428人のうち女子選手は90人に過ぎず、<sup>107</sup> 同年女子選手が獲得したメダルは23個でした<sup>108</sup>。一方、2016年のオリンピックでは、参加女子選手の数には1972年と比べて3倍以上となる291名となり<sup>109</sup>、女子選手の増加に伴って過去最高の27個の金メダルを含む61個のメダルを獲得しました<sup>110</sup>。なお、2016年のオリンピックに参加した米国選手のうち90～100%が大学スポーツの参加者であったという結果となりました。<sup>111</sup>(表1)

表1 タイトル・ナイン導入前後の米国における女性のスポーツ参加人数の変化

|                      | タイトル・ナイン導入当時(1972年) | タイトル・ナイン導入後(2018年) |
|----------------------|---------------------|--------------------|
| 学校スポーツに参加する女子の割合     | 27人に1人              | 5人に2人              |
| 高校でスポーツに参加している女子生徒の数 | 約29万5,000人弱         | 約320万人             |
| 大学でスポーツに参加している女子学生の数 | 2万9,977人            | 21万6,378人          |
| オリンピック米国選手団の女子選手の数   | 90人                 | 291人               |

出典：筆者作成

<sup>100</sup> Maegan Olmstead “Title IX and the Rise of Female Athletes in America” Women’s Sports Foundation 2016 <https://www.womenssportsfoundation.org/education/title-ixand-the-rise-of-female-athletes-in-america/>

<sup>101</sup> 同上

<sup>102</sup> 同上

<sup>103</sup> Dusenbery,Maya. “Charts: The State of Women’s Athletics, 40 Years After Title IX.” Mother Jones. (2017年6月25日) (閲覧日：2019年4月22日) <https://www.motherjones.com/politics/2012/06/charts-womens-athletics-title-nine-ncaa/>

<sup>104</sup> “Title IX and Athletics” National Coalition for Women and Girls in Education, p9 <https://www.ncwge.org/TitleIX40/Athletics.pdf> (NCAA Sports Sponsorship and Participation Report, 1971-72-2010-11を引用)。なお、<http://www.ncaa.org/about/resources/research/ncaa-sports-sponsorship-and-participation-rates-database>における2018年の統計を利用して内容を更新している。

<sup>105</sup> Maegan Olmstead “Title IX and the Rise of Female Athletes in America” Women’s Sports Foundation 2016 <https://www.womenssportsfoundation.org/education/title-ixand-the-rise-of-female-athletes-in-america/>

<sup>106</sup> “American Women Are Dominating the Games, and It Didn’t Happen by Accident.” Los Angeles Times, 2016年8月16日 (閲覧日：2019年4月22日) <https://www.latimes.com/sports/la-sp-oly-women-plaschke-20160816-snap-story.html>

<sup>107</sup> 同上

<sup>108</sup> “Impacts Of Title IX Still Felt By Team USA Athletes Today.” Team USA. ( 閲覧日：2019年4月22日 ) <https://www.teamusa.org/News/2017/June/22/Impacts-Of-TitleIX-Still-Felt-By-Team-USA-Athletes-Today>

<sup>109</sup> “American Women Are Dominating the Games, and It Didn’t Happen by Accident.” Los Angeles Times. 2016年8月16日 (閲覧日：2019年4月22日) <https://www.latimes.com/sports/la-sp-oly-women-plaschke-20160816-snap-story.html>

<sup>110</sup> <https://www.npr.org/sections/thetorch/2016/08/21/490818961/u-s-women-are-the-biggest-winners-in-rio-olympics>

<sup>111</sup> “Impacts Of Title IX Still Felt By Team USA Athletes Today.” Team USA. (閲覧日：2019年4月22日) <https://www.teamusa.org/News/2017/June/22/Impacts-Of-Title-IX-Still-Felt-By-Team-USA-Athletes-Today>

### 2. 女性スポーツチームの増加

タイトル・ナインは、教育機関が女性に男性と同じ機会を提供することを義務付けており、同法の可決以降女性のためのスポーツチーム数が増加しました。<sup>112</sup>1972年には、各大学における女性スポーツチームの平均数は2.5チームでしたが、2004年には8チームを超えました。<sup>113</sup>例えば、女子大学のボート競技のチーム数は、タイトル・ナインの可決後、1991年のわずか12チームから2009年には146チームへと飛躍的に増加しました。<sup>114</sup>大学レベルの女子サッカーチームは、同期間内に318チームから959チームに成長しました。<sup>115</sup>

しかし、一部では、規制を回避する方法を模索する向きもあり<sup>116</sup>、一部の学校では、男女スポーツチーム数の均衡を図る目的で、女性チームを増やす代わりに男性チームを削減するということが行われています<sup>117</sup>。これは、学校が女性チームの新設にお金をかけないようにするための方法としてよく起こることであり、女性チームを増やすための多大な費用を捻出することが難しいという言い訳がよく使われます。<sup>118</sup>しかし、2018年12月、米国連邦裁判所は、学校の財政的困難はタイトル・ナインの規定に違反する理由にはならないとの判決を下しました。<sup>119</sup>この判決により、大学は女性のスポーツチーム数削減の口実として財政状態を利用することができなくなるため、この問題は改善されることが見込まれます。<sup>120</sup>

### 3. 女性スポーツチームと女子選手に対する資金額の増額

タイトル・ナインが可決したことで、女性スポーツ全体に多くの資金が割り当てられました。<sup>121</sup>1972年には、女性スポーツプログラムには学校のスポーツ予算のわずか2%しか割かれていませんでした。<sup>122</sup>2010年には、女性スポーツプログラムが学校のスポーツ予算の48%を占めており、タイトル・ナインの実施による大きな改善が見られます。<sup>123</sup>また、タイトル・ナインの可決により、女子選手への奨学金の提供も義務付けられました。<sup>124</sup>1974年には、5万人の男子学生がスポーツ奨学金を受けていたところ、スポーツ奨学金を受けた女子学生は50人のみであり<sup>125</sup>、これは当時の米国のスポーツ奨学生全体の1%にも及びませんでした<sup>126</sup>。タイトル・ナインが可決された結果、2018年には全スポーツ奨学金の約45%が女性に支給されることとなりました。<sup>127</sup>タイトル・ナインでは、男女の機会均等が義務付けられていますが、資金面では依然として改善が求められます。2018年には女子学生数は大学生全体の53%に上り、その大半を占めているにもかかわらず、女子学生のスポーツに対する資金提供は男子学生に比べて少ない状況が続いています。

<sup>112</sup> “A History of Women in Sport Prior to Title IX.” The Sport Journal. 2016年10月12日 ( 閲覧日：2019年4月22日 ) <http://thesportjournal.org/article/a-history-ofwomen-in-sport-prior-to-title-ix/>

<sup>113</sup> 同上

<sup>114</sup> National Women’s Law Center. “The Battle for Gender Equity in Athletics in Colleges and Universities” 2011. ( 閲覧日：2019年4月22日 ) [https://nwlc.org/wp-content/uploads/2015/08/2011\\_8\\_battle\\_in\\_college\\_athletics\\_final.pdf](https://nwlc.org/wp-content/uploads/2015/08/2011_8_battle_in_college_athletics_final.pdf)

<sup>115</sup> 同上

<sup>116</sup> Ayres, Crystal. “16 Pros and Cons of Title IX.” Vittana.org. (閲覧日：2019年4月22日) <https://vittana.org/16-pros-and-cons-of-title-ix>

<sup>117</sup> 同上

<sup>118</sup> 同上

<sup>119</sup> Baker, Thomas. “Eastern Michigan’s Title IX Case Highlights Difficulties In Cutting Women’s Sports Programs.” Forbes. 2018年12月04日 ( 閲覧日：2019年4月22日 ) <https://www.forbes.com/sites/thomasbaker/2018/12/04/emus-loss-in-title-ix-case-highlights-difficulties-in-cutting-womens-sports/#d2c78bc57a54>

<sup>120</sup> 同上

<sup>121</sup> オハイオ大学 “Understanding the Importance of Title IX.” 2018年9月20日 ( 閲覧日：2019年4月22日 ) <https://onlinemasters.ohio.edu/blog/understanding-theimportance-of-title-ix/>

<sup>122</sup> 同上

<sup>123</sup> 同上

<sup>124</sup> Achieving Success Under Title IX, <https://www2.ed.gov/pubs/TitleIX/part5.html>

<sup>125</sup> 同上

<sup>126</sup> 同上

<sup>127</sup> 同上

未だ、女性学生のスポーツ参加に対する資金提供は、男子学生に比べて少ない状況が続いていますが、タイトル・ナインの実施によって、ある一定の成果がもたらされました。

#### 4. 女子学生によるスポーツへの参加が増加したことによるスポーツ分野以外のメリット

タイトル・ナインの通過により、女子学生のスポーツ参加が増えたことで、いくつかの好影響がもたらされました。<sup>128</sup> スポーツに参加する女子学生は、スポーツをしない学生よりも自尊心が平均的に高い傾向が見られるほか<sup>129</sup>、喫煙率も29%低くなっており、その他危険な行動に従事したり、十代で妊娠したりする確率も低くなっています<sup>130</sup>。さらに、スポーツへの参加は、心疾患や乳がんのリスク低下など、非常に明白な健康上の利益につながります。<sup>131</sup> 教室内でも女子の成績向上の一助となっており、良い影響が現れています。<sup>132</sup> また、女子学生のスポーツへの参加により、理系科目における伝統的な男女格差が縮小され、中途退学率も低下しています。<sup>133</sup> この傾向は、大学の学位を取得する女子学生の増加にもつながっていますが、これは、女子学生がスポーツ奨学金を利用する機会が拡大し女性の大学への進学を可能にしていることも一因となっています。<sup>134</sup>

#### 5. コーチングにおける残された課題

タイトル・ナインはスポーツにおける性差別を大幅に改善することに成功しましたが、女性コーチの欠如は依然として課題となっています。<sup>135</sup> タイトル・ナインの制定・実施前は、女子大学チームのヘッドコーチング職の90%以上を女性が占めていたところ<sup>136</sup>、タイトル・ナインが制定・実施され女性プログラムが大幅に拡大された結果、これにより新たに必要とされたコーチ職の大半を男性が得る結果となりました。これは、コーチング分野における男女平等がタイトル・ナインの範疇外とされたためです。<sup>137</sup> 2010年には、女性チームのコーチのうち女性コーチが占める割合は42.6%のみであり、過去2番目に低い数字となっています。<sup>138</sup> また、2016年には、若者スポーツ全体において、女性コーチの割合は28%にとどまりました。<sup>139</sup> 専門家は、この問題を法的に解決する可能性は低いとの見方であり、女性コーチを増員するには、現役の著名な指導者や教育機関がいかにかこの問題を重視するかにかかっていると考えています。<sup>140</sup> このように、タイトル・ナインは様々な効果を発揮した一方で、女性コーチ不足という課題も残っています。

<sup>128</sup> “Title IX and Athletics: Proven Benefits, Unfounded Objections,” <https://www.ncwge.org/TitleIX40/Athletics.pdf> p. 10-11.

<sup>129</sup> Alana Glass “Title IX At 40: Where Would Women Be Without Sports?” *Forbes* 2012 <https://www.forbes.com/sites/sportsmoney/2012/05/23/title-ix-at-40-where-would-women-be-without-sports/#506d38da4743>  
当該テストの3つのポイントは、(1) 実質的に均衡の取れた割合であること、(2) 女性プログラムが拡大した歴史、および (3) 女性の興味を十分かつ効果的に受け入れることです。William H.Glover,Jr. 著 “Gender Participation Issues Related To Sports - Title IX Of The Education Amendments Of 1972,” “Three-Part Test - Q&A - Title IX Athletics”を参照のこと。 <http://titleixspecialists.com/wp-content/uploads/2013/09/Q-A-Three-Part-Test.pdf>.

<sup>130</sup> “Title IX and Athletics: Proven Benefits, Unfounded Objections” <https://www.ncwge.org/TitleIX40/Athletics.pdf> p10-11.

<sup>131</sup> 同上

<sup>132</sup> 同上

<sup>133</sup> 同上  
“Title IX: 5 Ways Changed Title IX for the Beter,” Everfi, 2018 <https://everfi.com/insights/blog/title-ix-positive-changes/>

<sup>134</sup> 同上

<sup>135</sup> Linda Flanagan,Susan H.Greenberg, “How Title IX Hurts Female Athletes,” *The Atlantic*. 2015年7月1日（閲覧日：2019年4月22日） <https://www.theatlantic.com/entertainment/archive/2012/02/how-title-ix-hurts-female-athletes/253525>

<sup>136</sup> Number of Women Coaching in College Has Plummeted in the Title IX Era – *The New York Times*

<sup>137</sup> 同上

<sup>138</sup> Linda Flanagan,Susan H.Greenberg, “How Title IX Hurts Female Athletes,” *The Atlantic*. 2015年7月1日（閲覧日：2019年4月22日） <https://www.theatlantic.com/entertainment/archive/2012/02/how-title-ix-hurts-female-athletes/253525>

<sup>139</sup> Cook, Bob. “Lack of Presence For Female Coaches Extends to Kids’ Games,” *Forbes*. 2018年11月28日（閲覧日：2019年4月22日） <https://www.forbes.com/sites/bobcook/2018/11/28/lack-of-presence-for-female-coaches-extends-to-kids-games/#7b77f7b64938>

<sup>140</sup> Athena Yiamouyiannis のインタビュー

### C) 日本の学校スポーツにおけるタイトル・ナインの適用

タイトル・ナインは、米国でのスポーツにおける性差別を改善することに成功しており、日本でも同様の法律が成立すれば、同様の効果が期待できます。米国は、女性のスポーツ参加機会の欠如、女子学生のスポーツ参加の欠如など、スポーツにおける女性差別に関して日本が現在直面している問題の多くに対処してきました。日本は、学校に男女のスポーツ機会均等を義務付けることによって、女子学生の参加機会を拡大することができ、より多くの女子チームが創設されることになるでしょう。その結果、スポーツに参加する女性が増え、女子学生の加入率がより男子学生の参加率に匹敵するものになると思われます。このような参加機会の増加により、米国の場合と同様、国際競技大会における日本代表選手団のさらなる活躍にもつながることが期待されます。

女性コーチ不足という問題は両国に共通していますが、米国では、タイトル・ナインによってこの問題を改善することができておらず、むしろ、タイトル・ナインの採択以来この問題は深刻化しています。日本でタイトル・ナインと同様の法律を実施する場合にも、他の問題は解消されても、かかる問題の解消が難しい可能性があり、それどころか米国のようにかかる問題が悪化する可能性もあることに留意すべきでしょう。

### B. 高等教育機関の入学試験における性差別

日本の教育制度においては、近年大学医学部のスキャンダルが注目を集めたように、現在、高等教育機関の入学試験における性差別の問題が表面化しています。米国では、タイトル・ナインの実施を通じて米国の高等教育における性差別を削減し、同様の問題を改善することができました。従って、タイトル・ナインと同様の法律を制定することで、高等教育機関の入学試験における性差別の事例を減らすのに役立つと考えられ、日本でも同様の効果が期待されます。

### A) 日本の現状

日本政府は、2009年に国連経済的・社会的・文化的権利委員会に提出した報告書において、学校教育法に基づき、男女問わずすべての生徒が後期中等教育への入学資格を有すると明記しています。<sup>141</sup> 日本政府は、2008年度に男子97.6%、女子98.1%が高等学校に進学していることを指摘し、肯定的な報告を行っています。<sup>142</sup> しかし残念ながら、この傾向は高等教育レベルまで継続していません。国連女性差別撤廃委員会は、日本に関する第7回および第8回定期報告の総括所見において、「高等教育就学率の男女格差が大きいことを懸念している」と述べています。<sup>143</sup> また、同委員会は、高校卒業に止まり、4年制大学課程に進学しない女性の比率が高く、結果的に日本の労働市場で困難に直面する可能性が高いことに懸念を表明しました。<sup>144</sup>

<sup>141</sup> 経済的、社会的及び文化的権利委員会、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の実施 – 規約第16条及び17条に基づく日本政府による第3回報告（2009年12月22日）

<sup>142</sup> 同上

<sup>143</sup> 女性差別撤廃委員会「第7回及び第8回報告に関する総括所見（2016年3月7日）, 9, [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/woman\\_report\\_sokatsu\\_en.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_sokatsu_en.pdf)

<sup>144</sup> 同上



最近日本で発生したスキャンダルは、高等教育機関の入学試験における男女格差の深刻さを示しています。<sup>145</sup> 東京医科大学が、入学試験採点に際し、各クラス的女子学生数を減らすことを目的として意図的に男子学生に追加点を与え女子学生を不利な状況に追いやったことが全国紙で報道されました。<sup>146</sup> 世界的な批判を受けて文部科学省は調査を実施し、同大学による試験の得点操作が唯一の事例でないことを確認したばかりでなく、日本の 81 大学の医学部のうち過去 6 年間に入学を認めた男子学生の数が女子学生を上回っていた大学がおよそ 80% に及ぶことを確認しました。<sup>147</sup> また、同省は、9 大学において女子学生に対する意図的な差別行為が行われていると報告しました。<sup>148</sup>

これら医科大学 9 校のうち、順天堂大学は、女子学生の入学率が最も低く、最悪の状況を露呈する結果となりました。<sup>149</sup> これについて、同大学の代表者は、女性は面接試験におけるコミュニケーション能力が高い傾向があるため、男子学生には追加点を付与するべきとの考えであると説明しました。<sup>150</sup> 同様に、東京医科大学も、女性医師は結婚や出産後に退職する可能性が高いとの考えから、入学試験の点数を操作する決定を行ったと報告しています。<sup>151</sup> 女子学生が医師となった場合に発揮できる技能を認めることなく、またワーク・ライフ・バランスを実現するための方針を導入することもなく、大学自体が入学試験に際して性差別をより強化する行為を行って、ジェンダー間の不平等を悪化させていたのです。

## B) 米国比較研究：高等教育機関への入学試験における性差別に対処する際のタイトル・ナインの影響

タイトル・ナインの制定後、米国では、高等教育における女性の合格・入学率が大幅に上昇しています。タイトル・ナインの根底にある基本原則では、性別に基づいて学生教育機会を奪うことを禁止しており、この原則は入学試験を含む学校が提供する様々な活動に適用されます。タイトル・ナインの制定に至った当初の理由のひとつは入学試験にまつわる問題であり、<sup>152</sup> 同法の成立以前、大学では組織的に女性の入学拒否が行われていました。<sup>153</sup>

タイトル・ナインの制定以前は、女性は主に家庭内で家族の世話をするものであるという風潮に基づき教育を受けることがより困難でした。また、経済的に自立した女性が増えすぎでは困るとの恐れも理由のひとつでした。<sup>154</sup>

しかし、タイトル・ナインの可決前に存在した 4 年制大学を修了する男女数の不均衡についてはかなりの改善が見られました。<sup>155</sup> 1971 年のタイトル・ナインの可決直前当時、高校を卒業した女子生徒のうち 4 年制大学修了以上の学歴を得た者の割合は 18% であったのに対し、同男子生徒の割合は 26% でした。<sup>156</sup> また、タイトル・ナインの可決以前は、名門校と呼ばれる大学では入学する女子学生の割合を設定したり単に女性の入学を禁止したりしていました。<sup>157</sup> 共学の教

育機関に入学を希望する女子学生には、より高い点数および成績が求められていました。<sup>158</sup> また、タイトル・ナインの制定以前は、男子のみを対象とする名門と称される教育機関に女子学生が入学を拒否されていたため、非常に多くの女子大学が存在していました。<sup>159</sup>

今日では、この教育格差はもはや存在しません。<sup>160</sup> 男子大学が女子学生に対する差別をやめ女性の受け入れを開始した後、1965 年から 1975 年にかけて、米国の女子大学の半数以上が男子大学と提携して閉校するか、男子大学と提携するか、または、共学に組織変更しています。<sup>161</sup> 現在、米国に存在する女子大学は 50 校に満たず、その卒業生数は大学卒業生全体の 2% 未満となっています。<sup>162</sup> 今日では、米国の大学の学生数のみならず、修士・博士号取得者の大半を女性が占めています。<sup>163</sup> ある研究によれば、1976 年から 2009 年の間に、女性による学士号取得率は 116%、修士号取得率は 148%、博士号取得率は 338% 増加しています。<sup>164</sup>

また、ビジネススクールやロースクールに進学する女性の数も過去最高となっています。<sup>165</sup> 2018 年には、ロースクールの全学生の 52.39% を女性が占めています。<sup>166</sup> さらに、国立教育統計センターの最近のデータでは、ビジネススクールの学生のうち女性が 47% を占めているところ、タイトル・ナイン可決前の 1970 年には 5% 未満でした。<sup>167</sup> また、医学部に通う女性の割合も着実に増加しています。2018 年には、2 年連続で医学部入学者の過半数を女性が占め、入学者の 51.6% を占めています。<sup>168</sup> 全体的に、女性は男性より入学後最終的に学位を取得する確率が高く、卒業率が高く、成績が良く、より高い平均スコアをもって修了し、より多くの優等賞を得るなどの傾向があります。<sup>169</sup>

## C) 日本におけるタイトル・ナインの適用

日本でタイトル・ナインと同様の法律を実施すれば、日本の大学が現在直面している入学試験に関する多くの問題が解決されると考えられます。例えば、定員制を禁止するなど、性別による差別を違法とすることにより、優秀な女性が高等教育を平等に受けることが可能となります。その結果、高等教育機関を卒業した優秀な女性の数が増え、日本の労働市場における性差別の解消にもつながります。

さらに、日本でも、学校内で申し立てられたすべての苦情とその調査結果を一般に公開することを義務付けることによって透明性を確保すべきです。米国では、タイトル・ナインに基づく問題を透明化することで、学校による自主監視および法律の遵守を促進することにつながりました。

<sup>145</sup> Austin Ramzy and Hisako Ueno, "Japanese Medical School Accused of Rigging Admissions to Keep Women Out," The New York Times, August 03, 2018, <https://www.nytimes.com/2018/08/03/world/asia/japan-medical-school-test-scores-women.htm>

<sup>146</sup> 同上

<sup>147</sup> Toko Shirakawa, "Japan an underdeveloped country for women," The Japan Times, 2019 年 1 月 11 日, <https://www.japantimes.co.jp/opinion/2019/01/11/commentary/japan-commentary/japan-underdeveloped-country-women/#.XFClpM9KgcI>

<sup>148</sup> 同上。医科大学は、東京医科大学、昭和大学、神戸大学、岩手医科大学、金沢医科大学、福岡大学、北里大学、順天堂大学、日本大学の 9 校です。

<sup>149</sup> 同上

<sup>150</sup> 同上

<sup>151</sup> 同上

<sup>152</sup> 米国司法省, "Equal Access to Education: Forty Years of Title IX," 2012 年 6 月 23 日, 2, <https://www.justice.gov/sites/default/files/crt/legacy/2012/06/20/titleixreport.pdf>

<sup>153</sup> 同上。Athena Yiamoyiannis (全米女子・女性スポーツ協会事務局長)、Zainab Zaman による電話インタビュー (2019 年 3 月 28 日)

<sup>154</sup> Shayna Medley, "Gender Balancing' as Sex Discrimination in College Admissions," Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review 51 (2016): 542.

<sup>155</sup> 米国司法省, "Equal Access to Education: Forty Years of Title IX," 2012 年 6 月 23 日, 2, <https://www.justice.gov/sites/default/files/crt/legacy/2012/06/20/titleixreport.pdf> Athena Yiamoyiannis (全米女子・女性スポーツ協会事務局長)、Zainab Zaman による電話インタビュー (2019 年 3 月 28 日)

<sup>156</sup> 米国司法省, "Equal Access to Education: Forty Years of Title IX," 2012 年 6 月 23 日, 2, <https://www.justice.gov/sites/default/files/crt/legacy/2012/06/20/titleixreport.pdf>

<sup>157</sup> 同上。Shayna Medley, "Gender Balancing' as Sex Discrimination in College Admissions," Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review 51 (2016): 542 も併せて参照のこと。

<sup>158</sup> 米国司法省, "Equal Access to Education: Forty Years of Title IX," 2012 年 6 月 23 日, 2, <https://www.justice.gov/sites/default/files/crt/legacy/2012/06/20/titleixreport.pdf>

<sup>159</sup> Shayna Medley, "Gender Balancing' as Sex Discrimination in College Admissions," Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review 51 (2016): 542

<sup>160</sup> 米国司法省, "Equal Access to Education: Forty Years of Title IX," 2012 年 6 月 23 日, 2, <https://www.justice.gov/sites/default/files/crt/legacy/2012/06/20/titleixreport.pdf>

<sup>161</sup> Andrew L. Yarrow, "For Women's Colleges, A Surge of Optimism," New York Times, January 5, 1986, <https://www.nytimes.com/1986/01/05/education/for-women-s-colleges-a-surge-of-optimism.html>

<sup>162</sup> Rebecca Prinster, "In an Unequal World, Women's Liberal Arts Colleges Remain Relevant," (Potomac Publishing, June 2012): 36-38, <https://www.insightintodiversity.com/in-an-unequal-world-womens-liberal-arts-colleges-remain-relevant/>

<sup>163</sup> 米国司法省, "Equal Access to Education: Forty Years of Title IX," 2012 年 6 月 23 日, 2, <https://www.justice.gov/sites/default/files/crt/legacy/2012/06/20/titleixreport.pdf>

<sup>164</sup> Susan D.Barnes, "Rise and Resilience of Women's Colleges," Western New Mexico University (2014 年 1 月 1 日) : 81.

<sup>165</sup> 米国司法省, "Equal Access to Education: Forty Years of Title IX," 2012 年 6 月 23 日, 2, <https://www.justice.gov/sites/default/files/crt/legacy/2012/06/20/titleixreport.pdf>

<sup>166</sup> "Where do women go to law school?" American Bar Association, 2019 年 2 月 28 日, <https://abaforlawstudents.com/2019/02/28/where-do-women-go-to-law-school-2018-numbers/>

<sup>167</sup> "Why More Women Are Applying to Business School," MBA.com, 2018 年 1 月 11 日, <https://www.mba.com/articles-and-announcements/articles/women-in-business/why-women-are-applying>

<sup>168</sup> "Women Were Majority of U.S. Medical School Applicants in 2018," Association of American Medical Colleges, 2018 年 12 月 4 日, <https://www.aamc.org/news-insights/press-releases/women-were-majority-us-medical-school-applicants-2018>

<sup>169</sup> Shayna Medley, "Gender Balancing' as Sex Discrimination in College Admissions," Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review 51 (2016): 542

## C. 教育におけるセクシュアル・ハラスメントと性暴力

日本の学校制度は、あらゆる教育レベルでセクシュアル・ハラスメントや性暴力の問題に直面しています。教師から生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、小学校から大学まで、あらゆる教育レベルで問題となっていますが、学生間のセクシュアル・ハラスメントは、主に大学レベルで発生しています。日本ではいずれの教育レベルにおいても性教育が欠如しており、これが問題の一因となっています。米国では、タイトル・ナインの制定後、特にタイトル・ナインの担当事務局やコーディネーター等の大学内の資源が拡充され、その結果、タイトル・ナインの政策に関する研修が増加したほか、より包括的な性教育が実施されることになりました。セクシュアル・ハラスメントや暴行に対する学校の公的な方針、校内で苦情に対処するための手続きに関する指導の強化、ならびに教育におけるセクシュアル・ハラスメントや性暴力に関する研修、改善およびその防止を担当する職員の増加が差し迫って必要とされていることに照らすと、同様の法律を日本で実施することにより同様の効果が期待されます。

### A) 日本における現状

#### 1. 小・中・高等学校における性暴力およびセクシュアル・ハラスメント

日本の小・中・高等学校で統計上確認されている性暴力やセクシュアル・ハラスメントの多くは、学校教職員による児童・生徒に対する不適切な行為によるものです。<sup>170</sup> 文部科学省は 2016 年に公立学校の教職員 226 名がわいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントによる懲戒処分を受けた旨の報告を行いました。<sup>171</sup> しかし、文部科学省の統計が教師・児童・生徒間のセクシュアル・ハラスメントや性暴力のすべての事例を網羅しているとは考えにくく、例えば、千葉県教育委員会が実施した 2017 年の調査では、千葉県の公立学校の児童・生徒 308 名が、教師の言動がセクシュアル・ハラスメントにあたると感じたと報告されています。セクシュアル・ハラスメントを犯した教師は多くの場合記録に残されることなく自発的に退職することが認められており、他校で再就職できる可能性があります。<sup>173</sup> さらに、教師の資格が取り消されたとしても、3 年後に、教師は資格証明書の再交付を要求することができます。<sup>174</sup>

#### 2. 大学レベルでの性暴力とセクシュアル・ハラスメント

また、日本の大学はそのほとんどが私立大学ですが、大学レベルでもセクシュアル・ハラスメントが問題となっています。しかし、私立大学は従業員に対する懲戒処分を公表する義務を負っておらず、したがって、大学レベルでの教員によるセクシュアル・ハラスメントに関する包括的な統計は存在しません。セクシュアル・ハラスメントが明るみに出るのは、マスコミが秘密裏に調査を行いスキャンダルが報道された場合のみです。しかし、日本の NGO「キャンパス・セクシュアル・全国ネットワーク」が毎年行っているまとめ (recollection) によれば、2006 年から 2016 年にかけて、大学におけるセクシュアル・ハラスメントの懲戒事例は 376 件報道されています。<sup>175</sup>

大学レベルでのセクシュアル・ハラスメントや性暴力は、大学のクラブやパーティー等で発生することも多く、その一因は飲酒です。女子大学生のレイプや集団レイプにつながった大学でのパーティーに関する記録は数知れず<sup>176</sup>、例えば、2016 年には、東京大学の男子学生グループが女性を泥酔させ暴行することを目的とした社交クラブ「東京大学誕生日研究グループ」を設立しており<sup>177</sup>、2016 年 5 月には同クラブのメンバーが女性被害者を酔わせて暴行する事件が発生しましたが<sup>177</sup>、暴行で起訴された 2 名の学生は執行猶予を受けています。<sup>178</sup> また、同年、女性被害者が慶応義塾大学広告学研究会のメンバー 6 名の男子学生を刑事告発しています。男子学生らは被害者に多量の飲酒を強要した上で集団強姦したとされており<sup>180</sup>、同大学はうち 3 名を停学処分としましたが刑事訴追を受けた者は誰一人としていませんでした。<sup>181</sup> 広島大学ハラスメント相談室に在籍する専門家が指摘したように、苦情に対する話し合いや怒りが増せば犯罪者の処罰が厳しくなる傾向があります。<sup>182</sup> 一方で、大学が独法化されこういった情報を公表する義務を負っていないことから、大学レベルでの懲戒処分を含むハラスメント事例の頻度に関する正確な統計を取ることが困難であると指摘しています。<sup>183</sup>

#### 3. 学生・教員に対する性教育の欠如

日本の教育制度に対する問題の 1 つとして、学生と教師の双方に、性教育及びその他の関連教育が提供されていないことが挙げられます。学校ではジェンダー間の平等や性に関する教育を組み込んだ体系的なカリキュラムが欠如しており<sup>184</sup>、日本教職員組合の調査では、教員の 30% 以上が学校カリキュラムにおける性教育を認識していないと回答したほか、その他の 30% についてもカリキュラムの一環として性教育を行っていないと回答しています。<sup>185</sup> また、こういった行為がセクシュアル・ハラスメントや性暴力に該当するののかという大学生の理解や認識も不足しています。2011 年の調査によると、ほとんどの大学生は、言葉によるハラスメント、親密なパートナーによる支配、およびパートナー間の同意なしに避妊せず性交渉に及ぶことを暴力の一形態と認識していません。<sup>186</sup> 2006-2016 年の調査では、男女大学生いずれも伝統的な性別役割分担を受け入れる傾向があると結論づけています。2016 年、国連女性差別撤廃委員会は、女性の社会的地位の向上を目指すため、日本の学校教育課程の中でジェンダーに関する質の高い体系的な教育を実施することに注力するよう勧告しました。<sup>188</sup> 2017 年、子どもの権利条約に関する NGO 委員会は、女性差別撤廃条約委員会の勧告を明確に引用した上で同様の措置の提案を行いました。<sup>189</sup>

<sup>176</sup> Mark Schreiber, "Rape Allegation Casts Harsh Light on University Club", The Japan Times, 2016 年 10 月 22 日, <https://www.japantimes.co.jp/news/2016/10/22/%20national/media-national/rape-allegation-casts-harsh-light-university-club/#.XE-EU2RKj-k>

"Chiba University Medical Student Gets Four Years For Gang Rape", The Japan Times, 2017 年 5 月 29 日, <https://www.japantimes.co.jp/news/2017/05/29/national/crime-legal/chiba-university-medical-student-gets-four-years-gang-rape/#.XE-EVmRKj-k> も併せて参照のこと。

Shusuke Murai, "University of Tokyo Student Who Co-Founded Club For Molesting Women Given Suspended Sentence", The Japan Times, 2016 年 9 月 20 日, <https://www.japantimes.co.jp/news/2016/09/20/national/crime-legal/university-tokyo-student-co-founded-club-molesting-women-given-suspended-sentence/#.XE-EX2RKj-k>; も併せて参照のこと。

"Kyoto University Trio Held In Suspected Gang Rapes", The Japan Times, 2006 年 1 月 27 日, <https://www.japantimes.co.jp/news/2006/01/27/national/kyoto-university-trio-held-in-suspected-gang-rapes/#.XKFN0y2h01I>. も併せて参照のこと。

<sup>177</sup> Murai, "University of Tokyo Student."

<sup>178</sup> 同上

<sup>179</sup> 同上

<sup>180</sup> "Prosecutors drop rape case against 6 Keio University students", Japan Today, 2017 年 11 月 29 日, <https://japantoday.com/category/crime/prosecutors-drop-rape-case-against-6-keio-university-students>.

<sup>181</sup> 同上

<sup>182</sup> 北仲准教授の電子メールインタビュー

<sup>183</sup> 同上

<sup>184</sup> 子どもの権利条約に関する NGO 報告委員会 (日本)「日本における子どもの権利条約の実施: 日本の第 4 次・第 5 次定期報告書における NGO の展望」, 2017 年 10 月, [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCRC%2fNGO%2fJPN%2f29990&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2fCRC%2fNGO%2fJPN%2f29990&Lang=en).

<sup>185</sup> 同上

<sup>186</sup> Ohnishi M, Nakao R, Shibayama S, et al. Knowledge, "Experience, and potential risks of dating violence among Japanese university students: a cross-sectional study," BMC Public Health 11, (2011): 339, <https://doi.org/10.1186/1471-2458-11-339>

<sup>187</sup> Tamara Stephens, et al., "Rape Myth Acceptance Among College Students in the United States, Japan, and India", SAGE Open, (2016): 2, <https://doi.org/10.1177%2F2158244016675015>

<sup>188</sup> 女子に対する差別撤廃委員会「第 7 回および第 8 回政府報告の総括所見」, 2016 年 3 月 10 日, [https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fJPN%2fCO%2f7-8](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fJPN%2fCO%2f7-8)

<sup>189</sup> 子どもの権利条約に関する NGO 報告委員会 (日本)「日本における子どもの権利条約の実施」

<sup>170</sup> Shohei Kato, "308 school students in Chiba Pref. felt 'sexual harassment' by teachers: survey", The Mainichi, June 11, 2018

<sup>171</sup> "Record 226 School Staffers Punished in Japan for Obscenity", Nippon.com, 2017 年 12 月 28 日, <https://www.nippon.com/en/behind/110698/record-226-school-staffers-punished-in-japan-for-obscenity-news.html>

<sup>172</sup> Kato, "308 school students."

<sup>173</sup> Toko Shirakawa, "Crack down on sexual harassment in schools", The Japan Times, 2018 年 10 月 4 日, <https://www.japantimes.co.jp/opinion/2018/10/04/commentary/japan-commentary/crack-sexual-harassment-schools/#.XEktm89Ki9Z%20/>; "High school teacher disciplined over sexual harassment after serving alcohol to girl", Japan Today, 2018 年 12 月 7 日, <https://japantoday.com/category/national/high-school-teacher-disciplined-over-sexual-harassment-after-serving-alcohol-to-girl> も併せて参照のこと。

<sup>174</sup> Shirakawa, "Crack down on sexual harassment in schools."

<sup>175</sup> 2019 年 4 月 2 日、北仲准教授 (広島大学ハラスメント相談室)、Stephy Kwan による電子メールインタビュー



## B) 米国比較研究：教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントと性暴力に対するタイトル・ナインの影響

### 1. セクシュアル・ハラスメントや性暴力の被害者のためのリソースの拡充

タイトル・ナインは、米国の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントや性暴力の防止に関する方針の策定およびかかる暴力行為等に関する通報・苦情処理手続の構築など、かかる暴力行為等の被害者が利用できる制度の増加につながりました。その多くはタイトル・ナインの事務局やコーディネーターが実施するもので、かかる事務局の数は OCR 指針の制定により大幅に増加しました。<sup>190</sup> IIIで説明したとおり、学校によるタイトル・ナインとそれに対応する指針の遵守を確保する上で、タイトル・ナインの担当事務局およびコーディネーターは重要な責任を負っています。これらの指針は法的拘束力をもっていませんが、学校に対して提起された民事訴訟では連邦裁判所がこれらの指針に依拠することを考えると、非常に重大な役割を担っていると言えます。<sup>191</sup> そのため、各学校では、その時々における政権が実施するタイトル・ナインの指針を遵守するために、多大な労力を費やしています。オバマ政権時代のガイドラインでは、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情に対処し予防措置を実施する学校の責任が拡大されました。<sup>192</sup> 2011 年から 2015 年にかけて、タイトル・ナインのセクシュアル・ハラスメントガイドラインに準拠するために大学が費やした費用は 1 億ドル以上に上ります。<sup>193</sup>

また、米国では、多くの大学でキャンパス内に学生が住んでおり、そのような状況では学生間の性暴力がより発生しやすいため、教育現場における性暴力に対処するためのタイトル・ナインに基づく取り組みは、主に大学レベルに焦点を当ててきたことに留意が必要です。というのも、小・中・高校の多くは寄宿学校ではなく児童・生徒は学校外で多くの時間を過ごすため、学校内で性暴力が発生する可能性が低いからです。

### 2. セクシュアル・ハラスメント及び性暴力防止教育の拡充

タイトル・ナイン担当事務局の活動の充実により、学生・教職員を対象としたタイトル・ナインおよびセクシュアル・ハラスメントや性暴力の問題に関する教育・研修が増加しました。<sup>194</sup> 2018 年には、大学におけるタイトル・ナインコーディネーターの業務の影響を調査した実証研究が行われました。<sup>195</sup> 42 州 692 名のコーディネーターの回答を集計したデータに基づくと、その 97% が学生と教員に必須の研修を行いました。<sup>196</sup> かかる研修の詳細は公にされないことが多いものの、タイトル・ナイン担当事務局は、学生にタイトル・ナインの方針を伝えるだけでなく、学校内における性的不平等の文化を変えるために、男性性と女性性の意味について学生に再教育するよう努めていることを明確に示しています。<sup>197</sup> タイトル・ナインの専門家は、学生・教員に対してこのような教育や研修を行うことが非常に重要であると強調し、これが十分に行われないことが性差別の一因となっていると指摘しています。<sup>198</sup> ある専門家は、セクシュアル・ハラス

メントや暴行は、特に薬物やアルコールが関与している場合、同意に関する理解および知識の不足に起因していることが多いと指摘しました。<sup>199</sup> しかし、過去 10 年間にタイトル・ナイン担当事務局が拡大したことで、性教育の不足については大分改善されました。タイトル・ナインに関する著名な専門家は、「かかる必須研修は、性行為に対する同意の有無を正しく認識する方法を学生に理解させることを目的としており、「健全で互いを尊重する」性的関係について、複数の政府出版物による研修を行なっている」と説明しました。<sup>200</sup>

### 3. セクシュアル・ハラスメントや性暴力の報告の増加

また、タイトル・ナインにより、大学構内におけるセクシュアル・ハラスメントや性暴力の報告が増加しています。<sup>201</sup> 1994 年から 2014 年にかけて、大学構内における差別やセクシュアル・ハラスメントの申立て件数は 500% も増加しました。<sup>202</sup> このことは、学生が性差別や性暴力のない教育を受ける権利についてより多くの知識を得たことを示しています。

### 4. 残された課題

タイトル・ナインは、高等教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントや性暴力の防止に効果をあげている一方、被疑者に対する明確かつ公平な捜査手続や適正手続の確保がいまだ課題となっています。米国全土に共通する教育機関の調査手続は統一されておらず、タイトル・ナインに基づく調査に関する OCR の指針が頻繁に公表されているものの、すべての学校が従うべき普遍的な調査手続は存在しません。<sup>203</sup> さらに専門家は、学校のタイトル・ナインの苦情および調査手続に関する情報が一般に公開されていないためかかる情報の入手が困難であることを指摘しています。<sup>204</sup> 大学で発生した学生間の性暴力やセクシュアル・ハラスメントの事例に関する学校内の調査はタイトル・ナインコーディネーターおよび大学事務局が行いますが<sup>205</sup>、ある専門家が指摘したように、コーディネーターが学校の首脳陣と密接な関係にあり先入観に囚われている可能性があるためこれには問題があります。<sup>206</sup> また、タイトル・ナインコーディネーターは通常こういった内部調査を担当しますが、刑事司法や捜査などの分野の職務経験を有している者はまれです。ある専門家は、性暴力、特にレイプの調査を担当するには、総合的な訓練と経験を通じてのみ習得し得る一連の技能が必要とされると強調しました。<sup>207</sup> このことから、タイトル・ナインコーディネーターを採用する際の条件として、十分な調査経験と中立な立場の確保を重視すべきであることが分かります。また、別の専門家は、コーディネーターがそれぞれの教育機関におけるタイトル・ナインの遵守を確保するために必要なスキルを確実に有するよう、政府主導によるタイトル・ナインのコーディネーター全員を対象とした研修プログラムの作成を提案しました。<sup>208</sup>

最後に、被疑者に対する適正手続保障が不十分であるという懸念が広がっています。<sup>209</sup> 近年になって、連邦裁判所は、教育機関がセクシュアル・ハラスメント事件を扱うにあたって被疑者の適正手続（due process）の権利を侵害したと

<sup>199</sup> Rick Rossein、電話インタビュー。

<sup>200</sup> Melnick, "The Strange Evolution of Title IX," p32.

<sup>201</sup> Celene Reynolds, "The Mobilization of Title IX across Colleges and Universities, 1994-2014," Social Problems 66, no.2 (2018 年 3 月 28 日) : p245, <https://doi.org/10.1093/socpro/spy005>

<sup>202</sup> 同上

<sup>203</sup> Mandy Hambleton (フロリダ州立大学の第 IX 章コーディネーター)、Savannah Price による電話インタビュー (2019 年 3 月 12 日)

<sup>204</sup> R. Shep Melnick の電話インタビュー、Rick Rossein の電話インタビューも併せて参照のこと

<sup>205</sup> R. Shep Melnick, The Transformation of Title IX: Regulating Gender Equality in Education (Washington: Brookings Institution Press, 2018), p203-205.

<sup>206</sup> R. Shep Melnick の電話インタビュー。

<sup>207</sup> Rick Rossein の電話インタビュー。

<sup>208</sup> Barbara Osborne の電話インタビュー

<sup>209</sup> Emily Yoffe, "The Uncomfortable Truth About Campus Rape Policy," The Atlantic, 2017 年 9 月 6 日 . <https://www.theatlantic.com/education/archive/2017/09/the-uncomfortable-truth-about-campus-rape-policy/538974/>

<sup>190</sup> R. Shep Melnick, "The Strange Evolution of Title IX," National Affairs 36, (Summer 2018): 31, <https://www.nationalaffairs.com/publications/detail/the-strange-evolution-of-title-ix>

<sup>191</sup> 同上, p21.

<sup>192</sup> 同上, p31.

<sup>193</sup> 同上

<sup>194</sup> 同上

<sup>195</sup> Jacquelyn Wiersma-Mosley・James Diloroto 共著, "The Role of Title IX Coordinators on College and University Campuses," Behavioral Sciences 8, no.4 (2018): p1-14, <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5946097/>

<sup>196</sup> 同上, p8.

<sup>197</sup> Melnick, "The Strange Evolution of Title IX," 32.

<sup>198</sup> R. Shep Melnick (ボストン大学の米国政治学教授)、Anna Aboody による電話インタビュー (2019 年 3 月 12 日) Rick Rossein (ニューヨーク大学ロー・スクール市民権・労働法教授)、Anna Aboody による電話インタビュー (2019 年 3 月 28 日) も併せて参照のこと。Barbara Osborne(ノースカロライナ大学スポーツ管理教授兼大学院スポーツ管理部長)、Marianna Haddad による電話インタビュー(2019 年 3 月 25 日)も併せて参照のこと。

いう判決を下していますが<sup>210</sup>、これには、被疑者に対し容疑に関する通知を行わないこと、反対尋問の範囲を不当に制約すること、被疑者に不利な手続を執ることなどが含まれます。<sup>211</sup> また、ある研究において報告されたように、かかる苦情申立てについて学校が行う調査期間は平均 963 日という長期に渡るものであり、これもまた重大な適正手続に関する問題となっています。<sup>212</sup> この問題は加害者と被害者の両方に悪影響を及ぼすものです。専門家は、教育機関においてセクシュアル・ハラスメントや性暴力に関するタイトル・ナインの実施が成功したことを示す指標として、調査を迅速に行うことの必要性を強調しました。<sup>213</sup>

C) 日本におけるタイトル・ナインの適用

日本においてタイトル・ナインに類似するセクシュアル・ハラスメントや性暴力に関する法律を成功させるには、必ずしも米国の法律を正確に反映したものである必要はなく、むしろタイトル・ナインの成功と課題を認識した上でより効果的な法律を策定するよう努めるべきです。日本でも教育機関でセクシュアル・ハラスメントや性暴力の問題が多く見られることから、タイトル・ナインと同様の法律を制定・実施することによって資源の拡充や意識の向上につながり、結果として日本における状況を改善できると考えられます。日本でタイトル・ナインと同様の法律の制定にあたっては、教育機関特有のセクシュアル・ハラスメントおよび性暴力問題に特化した対処方針や権限を同法に含める必要があります。日本の教育機関が直面しているセクシュアル・ハラスメントや性暴力の問題は多くの場合性教育、特に同意の重要性に関する教育の欠如に起因しています。タイトル・ナインがセクシュアル・ハラスメントや性暴力に適用されたことによって得られた重要な結果の 1 つとして、タイトル・ナイン事務局の拡充と、同事務局が大学構内において行使できる権限の範囲拡大が挙げられますが、これには、学生および教職員を対象としたタイトル・ナインの基本および救済システムに関する研修および教育のほか、より包括的な性教育と同意に関する意識向上を目指す研修を盛り込んだカリキュラムが含まれます。タイトル・ナインを所管する行政機関の規模、能力、権限の拡大は、米国におけるジェンダー間の平等を最大化し、特に高等教育機関におけるものを中心としたセクシュアル・ハラスメントや性暴力を撲滅するための取組みを促進してきました。したがって、日本は、同法に類似した法律を策定するにあたっては、執行力のある行政機関および各学校における担当事務局の構築を優先すべきです。

他方、タイトル・ナインと同様の法律を日本で制定するにあたっては、教育機関における性的暴行および性暴力についてタイトル・ナインがうまく対処できなかった点についても考慮しなければなりません。苦情申立て、調査、聴聞、および懲戒の手続における統一性の欠如は、タイトル・ナインを実施するにあたって米国がいまだに直面している主な課題のひとつです。日本では、あいまいさを避けるために、すべての学校に明確な基準と手続き要件を設けるべきです。また、高等教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントや性暴力に対処するために日本で法律を制定する際には、学生・教職員に対して、法律の具体的な内容とその適用方法に関する研修を義務付け、かかる研修において、同意をめぐる認識のあいまいさや日本で欠如している教師・学生を対象とした性教育に対処すべきであると考えます。

<sup>210</sup> 米国大学教授会 “The History, Uses, and Abuses of Title IX,” Bulletin, (2016 年 6 月) , P80, <https://www.aaup.org/file/TitleIXreport.pdf>

<sup>211</sup> 同上

<sup>212</sup> Emily Yoffe, “The Uncomfortable Truth.”

<sup>213</sup> Rick Rossein の電話インタビュー。

付 属 文 書



## 1. 20 U.S. Code § 1681.Sex 和訳

### (a) 差別の禁止・例外

米国内における全ての者は、連邦政府の財政援助を受けているいかなる教育プログラム若しくは活動においても、性別に基づき、その参加を拒まれ、その利益の享受を拒否され、又は差別の対象となってはならない。ただし、以下の場合は除く。

#### (1) 禁止の対象となる教育機関の種類

本項は、教育機関の入学に関しては、職業教育、専門教育及び大学院高等教育機関並びに公立の学部高等教育機関に限り適用する。

#### (2) 計画的な入学者選抜の変更を開始する教育機関

本項は、教育機関への入学に関しては、(A) 1972 年 6 月 23 日から1年間若しくは教育長官の承認を得たうえで、一方の性別の学生のみを受け入れる教育機関から両性の学生を受け入れる教育機関への変更手続を開始した教育機関については、1972 年 6 月 23 日以降 6 年間、又は、(B) 教育長官の承認を得たうえで、教育機関が、一方の性別の学生のみを受け入れる教育機関から両性の学生を受け入れる教育機関への変更手続を開始した日から7年間のうち、いずれか遅い方の期間は適用しない。

#### (3) 宗教的教義に反する宗教団体の教育機関

本項は、その適用が宗教団体の宗教的教義と整合しない場合には、宗教団体が管理する教育機関には、適用しない。

#### (4) 兵役又は商船隊のために個人を訓練する教育機関

本項は、米国の兵役又は商船隊のための個人の訓練を主たる目的とする教育機関には、適用しない。

#### (5) 伝統的及び継続的な入学方針を有する公立の教育機関

本項は、入学許可に関しては、その設立以来、伝統的及び継続的に、一方の性別の学生のみを入学させることを方針としてきたいかなる公共機関たる学部高等教育機関にも、適用しない。

#### (6) 男子学生・女子学生社交クラブ；自主的な青少年奉仕団体

本項は、以下の会員制の慣行には適用しない。

- (A) タイトル 26 の 501 条 (a) 項の下で非課税となっている 社交的フラタニティ及びソロリティのうち、主に高等教育機関に通う学生を正会員としているもの、又は
- (B) キリスト教青年会、キリスト教女子青年会、ガールスカウト、ボーイスカウト、キャンプファイヤーガールズ、及び同様に非課税となっている自主的な青少年団体のうち、伝統的に一方の性別の者及び主に 19 歳未満の者に会員が限定されているもの。

### (7) 少年少女の大会

本項は、以下の場合には適用しない。

- (A) ボーイズステイト、ボーイズネイション、ガールズステイト、ガールズネイションの各大会の組織若しくは運営に関連して行われる米国在郷軍人会のあらゆるプログラム若しくは活動、又は、
- (B) 以下のためになされる中等教育学校若しくは教育機関のあらゆるプログラム若しくは活動
  - (i) ボーイズステイト、ボーイズネイション、ガールズステイト、ガールズネイションの各大会の宣伝、又は、
  - (ii) これらの大会に出席する生徒の選定

### (8) 教育機関における父子又は母娘の活動

本項は、教育機関における父子又は母娘の活動を除外してはならないが、一方の性別の学生にそのような活動が提供されている場合には、他方の性別の学生にも合理的に同等の活動の機会が提供されなければならない。

### (9) 「ビューティー」 コンテストに対する高等教育機関の奨学金制度

本項は、高等教育機関から個人に授与された奨学金又はその他の財政援助のうち、その個人が、一方の性別を持つもののだけが参加でき、個人の容姿、身だしなみ、才能に関連する要素の組み合わせに基づいて審査されるコンテストで受賞したことを理由に付与されているものに関しては、当該コンテストが連邦法の他の差別禁止規定を遵守している限り、適用しない。

### (b) 参加又は連邦給付金の受領に不均衡があることを理由とする優遇又は不公平な取扱い；不均衡の統計的証拠

本条の (a) 項の全ての規定は、いかなる教育機関であっても、連邦政府の支援を受けたあらゆるプログラム若しくは活動に参加し、又はそれらから利益を享受している一方の性別の人の総数又は割合が、地域社会、州、セクションその他の地域における一方の性別の人の総数又は割合と比較して不均衡であることを理由として、一方の性別を優遇又は不公平に取り扱うことを許容する要求として解釈されてはならない。ただし、本項は、本チャプターの下での公聴会又は手続において、一方の性別のメンバーによるそのようなプログラム若しくは活動への参加、又はそれらからの利益の享受に関し、そのような不均衡が存在することを示す統計的証拠の検討を妨げるものと解釈されてはならない。

### (c) 「教育機関」の定義

本チャプターにおいて、教育機関とは、いかなる公立若しくは私立の幼稚園、小学校、中等教育機関、又はいかなる職業教育、専門教育若しくは高等教育機関を意味する。

ただし、管理上別個の単位である複数の学校、大学又は学部からなる教育機関においては、当該各学校、大学又は学部を意味する。

## 2. タイトル・ナインと性差別・性暴力

タイトル・ナインは、米国連邦法上の規定で、原則として「米国内における全ての者は、連邦政府の財政援助を受けているいかなる教育プログラム若しくは活動においても、性別に基づき、その参加を拒まれ、その利益の享受を拒否され、又は差別の対象となってはならない」と定めています<sup>1</sup>。タイトル・ナインの意義について、1977年のアレクサンダー vs イェール大学事件判決<sup>2</sup>をはじめ、裁判所は、かねてよりセクシャル・ハラスメントを許さない規定として扱ってきました。しかし、タイトル・ナイン自体、又、教育省 (Department of Education; DOE) の公民権局 (Office for Civil Rights; OCR) の制定するタイトル・ナインに関する施行規則 (Rule) にも、タイトル・ナインとセクシャル・ハラスメント等との関係については、長らく明文規定は存在しませんでした。そこで、OCR は代わりに、オバマ政権下においては、2011年に「関係者への通知 (2011 Dear Colleague Letter)」<sup>3</sup>、2014年にはこれを更に詳細化した「Q&A (以下、「2014Q&A」という)」<sup>4</sup>という法的拘束力のないガイドライン (Guidelines) を公表し、キャンパスの多くはこれに従って制度設計を行ってきました。

この通知は、性的不正行為の調査をするための内部プロセスの整備を初めて学校に要請したものです。もっとも、その内容は米国市民自由連盟 (American Civil Liberties Union) などの自由主義的団体や法曹関係者などから批判にさらされることとなりました。具体的には、一人の調査員 (single investigator) が不正行為の疑いを調査する権限を超え、有罪・無罪を決める権限まで有していた点、セクシャル・ハラスメントの定義を広汎に解釈できた点<sup>5</sup>、不正行為の認定に証拠の優越基準 (preponderance of evidence standard) を採用することを大学に義務付けることで刑事訴訟の立証基準より有罪の認定がなされやすい制度設計だった点などが批判されました<sup>6</sup>。

そこで、2017年に誕生したトランプ政権下において、教育省は同年9月22日、この通知と2014Q&Aを撤回するとともに、新たに「Q&A(以下、「2017Q&A」という)」を公表しました<sup>7</sup>。そのうえ、2018年11月、教育省は新たなTitle IXに関する施行規則の制定案を発表しました<sup>8</sup>。その内容の大枠は、1998年及び1999年に下された2つの最高裁判決の示した枠組みに沿って、学校の責任を狭めるというものでした<sup>9</sup>。これらの最高裁判決によれば、学校側が教師又は同級生による学生へのセクシャル・ハラスメントに対して責任を負うのは不正行為が行われている現状を「実際に知」りながら、「故意に無関心」な対応をした場合に限られます。また、そもそも不正行為と評価されるためには、その行為が「被害者の教育機会へのアクセスを効果的に阻害するほど深刻で、広範囲 (pervasive) で、客観的に見て攻撃的でなければなら」りません<sup>10</sup>。

<sup>1</sup> 20 U.S. Code § 1681(a)

<sup>2</sup> Alexander v. Yale Univ., 459 F. Supp. 1 (D. Conn. 1977); aff'd, 631 F.2d 178 (2d Cir. 1980)。なお、Marc Edelman, Assessing the Department of Education's Proposed 2018 Revisions to Its Regulations under Title IX of the Education Amendments Act, 9 WAKE Forest J. L. & POL'y 155 (2019), p. 155, <https://heinonline.org/HOL/Page?handle=hein.journals/wfjlapo9&id=163&collection=journals&index>, last visited Dec. 11, 2020 も参照

<sup>3</sup> U.S. Department of Education Office for Civil Rights, Questions and Answers on Title IX and Sexual Violence, Apr. 4, 2011, available at <https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/letters/colleague-201104.pdf>, last visited Dec. 14, 2020.

<sup>4</sup> U.S. Department of Education Office for Civil Rights, Questions and Answers on Title IX and Sexual Violence, Apr. 14, 2014, available at <https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/qa-201404-title-ix.pdf>, last visited Dec. 14, 2020.

<sup>5</sup> 例えば、性的なコメントやジョーク、ジェスチャーをすることや、性的な噂を広めること、性的な性質のメールやウェブサイトを作成すること、などの言動が広くセクシャル・ハラスメントに当たると定義づけられました。

<sup>6</sup> R. Shep Melnick, Analyzing the Department of Education's final Title IX rules on sexual misconduct, Jun. 11, 2020, <https://www.brookings.edu/research/analyzing-the-department-of-educations-final-title-ix-rules-on-sexual-misconduct/>, last visited Dec. 11, 2020.

<sup>7</sup> U.S. Department of Education, Department of Education Issues New Interim Guidance on Campus Sexual Misconduct, Sep. 2017, <https://www.ed.gov/news/press-releases/departments-education-issues-new-interim-guidance-campus-sexual-misconduct>, last visited Dec. 4.

<sup>8</sup> U.S. Department of Education, Secretary DeVos: Proposed Title IX Rule Provides Clarity for Schools, Support for Survivors, and Due Process Rights for All, Nov. 16, 2018, <https://www.ed.gov/news/press-releases/secretary-devos-proposed-title-ix-rule-provides-clarity-schools-support-survivors-and-due-process-rights-all>, last visited Dec. 11, 2020.

<sup>9</sup> Melnick, *supra* note 6.

<sup>10</sup> Gebser v. Lago Vista Independent School Dist., 524 U.S. 274 (1998), Davis v. Monroe County Bd. of Ed., 526 U.S. 629 (1999)。脚注8、2018年制定案の8-9頁も参照。(https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/title-ix-nprm.pdf)。

この新たな制定案に対しては多数のコメントが寄せられ、関係者各位との協議が重ねられた結果、2020年5月6日、ようやく最終案がまとめられ、同年8月14日に施行されました<sup>11</sup>。上述した従前の仕組みとの関係では主に次のような変更点が挙げられます。まず、一人の調査員が主導権を握るモデルは明文により禁止されました。また、学校側が事情を「実際に知」ることができるよう、新たな報告システムの整備及びその広報を行うよう義務付けがなされた他、高等教育レベルでは全職員につき見聞きした不正を調査担当者に報告する義務を課さないことで、セクシャル・ハラスメント等の報告をするかどうかやその報告時期についてはあくまで被害者の自主性を尊重することとなりました。そのうえで、不正行為の対象は、①学校職員による対価型 (quid pro quo) のハラスメント、②合理的見地から判断して、教育機会へのアクセスを効果的に阻害するほど深刻、広範囲 (pervasive) かつ客観的に見て攻撃的である行為、③後述するクラーリー法 (Clery Act) において定義される 性的暴行、及び④後述する女性に対する暴力法 (Violence Against Woman Act; VAWA) において定義されるデート・バイオレンス、ドメスティック・バイオレンス、ストーキングとされました。加えて、不正行為が行われている現状に対し、「故意に無関心」な対応をとらないための防止策として、被害者への支援を提供する他、同規則所定の苦情処理プロセス (grievance process) を遵守することが義務づけられました。この苦情処理プロセスにおいては、反対尋問を伴う対面型の聴聞会 (live hearing with cross-examination) の実施も含まれています。もっとも、このような聴聞会の実施は、二次的なトラウマ (re-traumatization) の発生防止の観点から、反対尋問は当事者自身ではなく、当事者のアドバイザー（弁護士等）が行うこととなっており、特定のアドバイザーを当事者自身が選定していない場合には、学校が無償で弁護士等をアドバイザーとして当事者のために選定しなければならないとされています<sup>12</sup>。

もっとも、この施行規則に対しては、賛否両論があるのも事実です。例えば、フェミニストの中には、ハーバード大学教授のジャネット・ハーレー氏のようにデュー・プロセス徹底の観点から施行規則に賛同する者もいますが、他方で、反対する者もいます。実際、最終的には連邦裁判所により訴えは退けられたものの、複数の性暴力被害者支援団体から、セクシャル・ハラスメントの定義が限定的すぎで、これでは調査されるべき事件の調査がそもそも行われなくなってしまうのではないかと、又、調査に伴い学校に準司法的な役割を担わせることになるのではないかと等と批判され、訴訟が提起されたこともありました<sup>13</sup>。他にも、大学の調査で無実と判断された男子学生が、その後、被害者とされる女子学生らに差別的扱いを受け、性差別のない教育を受ける権利を侵害されたとして大学を訴え、和解に達した事案も過去にはありましたが、性暴力被害者支援団体からはこの事案に対しては「加害者を被害者のように捉えるのは無責任だ」という主張もなされており<sup>14</sup>、性暴力被害者救済のために最適な手段は何かという議論には様々な意見が存在することが見て取れます。

バイデン氏が大統領に就任したことで、トランプ政権時に制定された上述の規則の多くは、再度の変更が試みられる可能性が高いものの、このような変更に関する議論がまとまるまでは一定の時間を要するものと思われます<sup>15</sup>。

<sup>11</sup> U.S. Department of Education, U.S. Department of Education Launches New Title IX Resources for Students, Institutions as Historic New Rule Takes Effect, Aug. 14, 2020, <https://www.ed.gov/news/press-releases/us-department-education-launches-new-title-ix-resources-students-institutions-historic-new-rule-takes-effect>, last visited Dec. 11, 2020.

<sup>12</sup> 変更点一覧表を示したものとして University of Denver, Summary of Major Provisions of the Department of Education's Title IX Final Rules, <https://www.du.edu/equalopportunity/media/documents/titleix-summary.pdf>, last visited Dec. 11, 2020.

<sup>13</sup> Jeremy Bauer-Wolf, Federal judge rejects ACLU-backed lawsuit against Title IX rule, Oct. 21, 2020, available at <https://www.highereddive.com/news/federal-judge-rejects-aclu-backed-lawsuit-against-title-ix-rule/587482/>, last visited Dec. 22, 2020.

<sup>14</sup> Emanuella Grinberg and Evan Simko-Bednarski, Columbia University settles with student accused of sexual assault, available at <https://edition.cnn.com/2017/07/16/us/columbia-university-mattress-project-lawsuit/index.html>, last visited Dec. 22, 2020.

<sup>15</sup> Melnick, *supra* note 6.



### 3. タイトル・ナインと性差別・性暴力に関連するその他の法令等

#### (1) クラリー法 (Clery Act)

タイトル・ナイン自体、性別による差別等の禁止を宣言する連邦法であるものの、それらを実現するための具体的な措置までは規定されていません。このような措置を定める連邦法の一つが、クラリー法(Clery Act)です<sup>16</sup>。同法は、キャンパス内<sup>17</sup>での犯罪政策及び統計の透明性を確保することを目的として、各キャンパスに対し、毎年、犯罪統計及びキャンパスの安全を改善するため講じられた措置の詳細を報告する内容のレポート (Annual Security Report; ASR) を作成することに加え、過去三年分の同レポートの公表を義務付けています。このレポートに記載することが求められている犯罪類型は殺人や性犯罪、窃盗などの他、2013 年に改正された女性に対する暴力法 (Violence Against Woman Reauthorization Act of 2013; VAWA of 2013<sup>18</sup>) に規定された、ドメスティック・バイオレンス<sup>19</sup>、デート・バイオレンス<sup>20</sup>、及びストーキング<sup>21</sup> が追加されました (なお、VAWA of 2013 のうち、Clery Act を改正する部分は、Campus SaVE Act と呼ばれることもあります<sup>22</sup>。)

このレポートで報告対象は、必ずしもキャンパスそのもので発生した犯罪に限られません。キャンパス内の学生宿舍若しくは公有地、キャンパスに隣接する公有地、教育目的で学生が頻繁に使用するがコアキャンパスの一部ではないキャンパス外の建物教育機関が公式に認めた学生組織が所有又は管理している不動産での犯罪も対象となります<sup>23</sup>。

また、所定の犯罪は、犯罪が発生したその日に日誌に記録しなければなりません。そのうえ、法律で開示が禁止されている場合、又は被害者の秘密を危険にさらす恐れがある場合を除き、発生した犯罪の性質、日時、場所等の情報は、最初の報告が学部又はキャンパスのセキュリティ当局になされてから二営業日以内に公表されなければなりません。

加えて、所定の犯罪が発生した場合、各キャンパスは、全スタッフ及び学生に対して迅速な報告 (Timely Report) がなされることがあり、このような報告を発する必要があるかどうか判断するために必要な情報収集・分析が必須となります。なお、報告を行う場合には、被害者の氏名を非開示にすることが義務付けられています。

#### (2) 女性に対する暴力法 (Violence Against Woman Act; VAWA)

女性に対する暴力法 (Violence Against Woman Act; VAWA) は 1994 年制定され、暴力による犯罪の中でもとりわけ女性に対する暴力を撲滅することを目的とした法律です。同法は、ドメスティック・バイオレンスと性的暴行 (Sexual Assault) を犯罪として認めた米国初の連邦法です<sup>25</sup>。また、女性に対する暴力を撲滅する目的達成のため、同法は、連邦政府から州、ネイティブアメリカンの部族、非営利団体、大学などを対象に、かかる犯罪の防止及び被害者救済、啓もうのための活動 (プログラム) を認可し、助成金の提供も行います<sup>26</sup>。プログラムへの認可には期限があるものの、連邦法の改正に伴って、数回にわたり、プログラムは再認可され続けてきました<sup>27</sup>。助成金制度は、主に米国司法省 (Ministry of Justice) 内の Office on Violence Against Women (OVW) が運営しています。実際、1995 年から 2018 年の間<sup>28</sup>において、OVW は、80 億ドル以上の助成金を授与しました<sup>29</sup>。

2019 年 2 月 15 日、認可プログラムに対する助成金制度が期限切れとなったことで<sup>30</sup>、今後の再認可をどうするか問題となっています。同年 4 月 4 日、助成金制度を 5 年間延長するとともに、ドメスティック・バイオレンスの定義及びネイティブアメリカンの部族に対する刑事裁判権の拡大等を含んだ再認可の法案<sup>31</sup>が下院で可決されたものの、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対する長期的な銃所持禁止条項を、デート・バイオレンス及びストーキングの加害者にも及ぼすという点に関しては批判が根強く存在しました。下院での法案可決を受け、上院では、2019 年 11 月 13 日には同下院法案の内容に近い法案<sup>32</sup>が、その翌週には現行法の内容に引き戻す、下院法案とは異なる代替的な再承認法案<sup>34</sup>が提案されましたが、いずれも可決に至っていません。1994 年の女性に対する暴力法の成立に際しては、当時デラウェア州の上院議員であったバイデン氏の尽力があったともいわれており<sup>34</sup>、バイデン氏が大統領に就任したことから、この再認可に関し、何か進展があるのではないかと、今後の動向が注目されます。

<sup>16</sup> 20 U.S.C. § 1092(f)。実施規則として 34 C.F.R. 668.46 があります。

<sup>17</sup> 定義は前掲 34 C.F.R. 668.46 参照。一般にいう短大 (college) や大学 (university) はこれに当たります。

<sup>18</sup> Federal Digital System, Pub. L. 113-4, <https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-113publ4/pdf/PLAW-113publ4.pdf>, last visited Dec. 3, 2020.

<sup>19</sup> 定義は 20 USC § 1092(f)(6) の引用する 34 USC § 12291(a)(8)。

<sup>20</sup> 定義は 20 USC § 1092(f)(6) の引用する 34 USC § 12291(a)(10)。

<sup>21</sup> 定義は 20 USC § 1092(f)(6) の引用する 34 USC § 12291(a)(30)。

<sup>22</sup> Campus SaVE Act, Frequently Asked Questions “How is the Campus SaVE Act different than the Clery Act and Title IX?,” <http://thecampusaveact.com/faq/>, last visited Dec. 10, 2020. 併せて ACE, New Requirements Imposed by the Violence Against Women Reauthorization Act, <https://www.acenet.edu/Documents/VAWA-Summary.pdf>, last visited Dec. 10, 2020 も参照。

<sup>23</sup> いわゆるフラタニティやソロリティの建物などはこれらに含まれます。

<sup>24</sup> Title IV of P.L. 103-322

<sup>25</sup> National Network to End Domestic Violence (NNEDV), Violence Against Women Act, <https://nnedv.org/content/violence-against-women-act/>, last visited Dec. 9, 2020.

<sup>26</sup> 直近のプログラムの詳細については OVW の報告書参照 (<https://www.justice.gov/doj/page/file/1246436/download>)

<sup>27</sup> VAWA 自体が法律として有効期限 (いわゆるサンセット条項 (sunset clause) を有しているわけではないことにつき、Department of Justice, “THE VIOLENCE AGAINST WOMEN ACT – AN ONGOING FIXTURE IN THE NATION’S RESPONSE TO DOMESTIC VIOLENCE, DATING VIOLENCE, SEXUAL ASSAULT, AND STALKING,” Deb. 19, 2020, <https://www.justice.gov/ovw/blog/violence-against-women-act-ongoing-fixture-nation-s-response-domestic-violence-dating>, last visited Dec. 10, 2020.

<sup>28</sup> 米国では 2018 年度とは、2017 年 10 月 1 日から 2018 年 9 月 30 日までを指します。

<sup>29</sup> Congressional Research Service, “The Violence Against Woman Acr (VAWA): Histirical Overview, Funding, and Reauthorization”, April 23, 2019, <https://fas.org/sgp/crs/misc/R45410.pdf>, last visited Dec. 9, 2020

<sup>30</sup> もっとも、2019 年度においても OVW、CDC、OJP から、それまでで最も多い約 5 億 5,900 万ドルの助成金が拠出されました。

<sup>31</sup> The Violence Against Women Reauthorization Act of 2019 (H.R. 1585)

<sup>32</sup> S.2843 - Violence Against Women Reauthorization Act of 2019

<sup>33</sup> S.2920 - Violence Against Women Reauthorization Act of 2019

<sup>34</sup> TIME, “The Violence Against Women Act Was Signed 25 Years Ago. Here’s How the Law Changed American Culture,” Sep. 12, 2019, <https://time.com/5675029/violence-against-women-act-history-biden/>, last visited Dec. 10, 2020